

決算審査特別委員会

令和3年9月10日

午前9時開議

於斑鳩町第一会議室

議長

伴吉晴

委員長

木澤正男

副委員長

横田敏文

出席委員

溝部真紀子

齋藤文夫

小城世督

坂口徹

奥村容子

理事者出席

町長

中西和夫

副町長

乾善亮

教育長

山本雅章

総務部長

西巻昭男

住民生活部長

加藤惠三

住民生活部次長

北典子

健康対策課長補佐

徳田貴世

福祉課長

中原潤

同課長補佐

細川友希

同課長補佐

羽根田久枝

子育て支援課長

中尾歩美

同課長補佐

西川美奈子

国保医療課長

安藤晴康

同課長補佐

市川千晶

環境対策課長

東浦寿也

同課長補佐

峯川敏明

同課長補佐

乾裕貴

住民課長

関口修

同課長補佐

小澤香代子

都市建設部長

上田俊雄

上下水道課長

猪川恭弘

同課長補佐

上田和弘

会計管理者

黒崎益範

議会事務局職員

議会事務局長

佐谷容子

同係長

吉川也子

( 午前 9 時 0 0 分 開議 )

○木澤委員長 おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、本日の会議を開きます。

昨日 9 日に引き続き、審査を行ってまいりたいと思います。

それでは、議案第 3 2 号 令和 2 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、また、認定第 7 号 令和 2 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての 2 議案につきましては関連する議案ですので、一括議題とし審査します。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、議案第 3 2 号 令和 2 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、及び、認定第 7 号 令和 2 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第 3 2 号

令和 2 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

標記について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規程により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

斑鳩町長 中西和夫

次に。

認定第 7 号

令和 2 年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について

標記について、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、令和 2 年度斑鳩町水道事業会計決算書に沿って説明させていただいた後に、令和 2 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明させていただきます。座らせていただきます。

決算書の 2 ページをお願いします。(1) 収益的収入及び支出でございます。収入では、第 1 款 水道事業収益、最終予算額 7 億 5, 3 9 9 万 5 千円に対しまして、決算額 7 億 7, 8 1 6 万 1 5 円、差し引き 2, 4 1 6 万 5, 0 1 5 円の増となっております。

次に支出でございます。第1款 水道事業費用、最終予算額7億5,255万2千円に対し、決算額7億590万1,812円、不用額4,665万188円でございます。次に4ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。第1款 資本的収入では、最終予算額1億2,319万1千円に対しまして、決算額1億23万700円で、2,296万300円の減でございます。次に支出でございます。第1款 資本的支出では、最終予算額3億1,090万5,300円に対し、決算額が2億4,027万8,079円で、不用額は7,062万7,221円でございます。表の欄外のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,004万7,379円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額724万2,073円と、過年度分損益勘定留保資金1億3,280万5,306円で補填しております。

次に6ページをお願いします。損益計算書でございます。1. 営業収益は5億4,912万6,559円、2. 営業費用は6億3,033万8,009円で、営業損失が8,121万1,450円でございます。3. 営業外収益では1億5,926万7,912円で、4. 営業外費用は2,862万3,207円となり、経常利益として4,943万3,255円となっております。また、5. 特別利益では、1,550万円となっております。以上より、当年度純利益は6,493万3,255円となり、前年度繰越利益剰余金1億3,501万3,528円から、当年度未処分利益剰余金が1億9,994万6,783円となっております。次に7ページをご覧ください。剰余金計算書でございます。資本金及び資本剰余金は前年度と同額でございます。利益剰余金につきましては6,493万3,255円を加え5億604万6,783円となり、資本合計は22億9,580万5,714円となっております。

次に8ページ、令和2年度 斑鳩町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

ここで、議案第32号 令和2年度 斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を兼ねてご説明申しあげます。議案32号の2枚目と同じ資料となります。決算書8ページをご覧ください。先ほどご説明させていただきました剰余金計算書より、令和2年度末の水道事業会計未処分利益剰余金は1億9,994万6,783円となりそのうち6,400万円を減債積立金として処分することにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、令和3年3月31日現在の貸借対照表でございます。9ページをお願いします。まず資産の部でございます。1. 固定資産では、合計額53億1,979万8,107円となり、2. 流動資産では、合計額5億8,566万9,251円となってお

ります。以上より、資産合計は59億546万7,358円でございます。次に、10ページ、負債の部でございます。3. 固定負債は企業債11億5,232万3,782円となっております。4. 流動負債は合計額1億7,424万2,738円。5. 繰延収益では22億8,309万5,124円となり、負債合計は36億966万1,644円でございます。次に、資本の部でございます。6. 資本金が16億7,327万7,638円、7. 剰余金は6億2,252万8,076円となり、資本合計が22億9,580万5,714円でございます。以上より、負債資本合計といたしまして59億546万7,358円でございます。なお、11ページに、5. 注記といたしまして、1. 重要な会計方針に係る事項、2. キャッシュフロー計算書に関する事項、3. リース契約により使用する固定資産に関する事項を記載いたしております。

続きまして、令和2年度 決算附属資料の2ページをお願いします。水道事業の概況についてご説明させていただきます。業務状況としまして、契約件数が前年度より115件増加し1万1,382件となり、年間総給水量は前年度と比較して11万3,818立方メートル増の312万465立方メートルでございます。県水受水量は前年度より3万2,864立方メートル増の203万5,405立方メートルとなり、有収率は92.2%と昨年度と比較して1.6ポイント減少しております。建設改良費では、新設改良事業で工事2件、老朽管更新事業で工事1件、委託1件、公共下水道築造工事関連で工事7件を発注し、管延長2,599mの整備を進めております。これら建設改良事業に係る事業費は、前年度より6万5,890円減の1億5,968万6,400円となっております。詳細につきましては4ページに工事別に工事内容、金額、工期を記載いたしております。次に、財政状況でございます。営業収益のうち給水収益は有収水量が前年度と比べ5万7,073立方メートル増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の支援策として基本料金を8か月分免除いたしましたので7,906万1,788円減収となっております。営業費用の主な内容といたしまして、原水及び浄水費では、令和3年度より浄水場を停止することから修繕費が減少いたしております。配水及び給水費では、管路台帳システム更新により委託料が増、総係費では職員の人件費として人事異動や会計年度任用職員の制度改変から増となっております。また、営業外収支では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として一般会計から7,176万871円を繰り入れております。特別利益では、浄水場の施設修繕費として第一浄水場のろ過池の活性炭入れ替え費用として、毎年度300万円を積み立てておりましたが、令和3年度から浄水場施設を停止することから修繕引当金1,550万円を収益に戻して

おります。次に、3ページをお願いいたします。(2)に議会議決事項、(3)職員に関する事項でございます。職員配置では、令和元年度末に転出及び退職が2名、転入で2名となり、令和2年度の合計数では増減はございません。

次に、5ページをお願いします。業務量に関する事項でございます。下段、供給単価では、1立方メートル当たり消費税抜きで183円60銭、昨年度と比べて新型コロナウイルス感染症の支援対策による収益減のため31円74銭の減となっております。給水原価は、1立方メートル当たり消費税抜きで198円71銭、昨年度と比較し有収水量の増加により5円70銭の減となっております。なお、給水減価につきましては、令和2年度決算より総務省の算出に準じ経常費用から長期前受金戻入を差し引いた値としております。次に、6ページから7ページをお願いします。事業収益及び費用について、前年度比較でございます。構成比率は前年度と概ね同じ構成となっておりますが、受託工事収益及び、受託工事費が宅地造成工事に伴う移設受託の事由から増加しております。次に、8ページをお願いします。固定資産の取得状況でございます。構築物では管工事として、総延長2,599m、1億9,765万5,856円の資産を取得いたしております。明細につきましては16ページと17ページに記載しておりますので、のちほどご覧いただけたらと思います。次に、9ページをお願いします。重要な契約の要旨として契約額が1千万円以上の工事として5件を施工いたしております。企業債及び一時借入金の概況では、企業債の前年度末残高が12億9,802万7,939円、本年度借入高が2千万円、本年度償還高が8,032万7,589円となり、本年度末残高は12億3,770万350円となっております。なお、一時借入金はございません。その他の会計処理に関する事項で、他会計補助金は一般会計から7,176万871円を受け入れ、たな卸し資産の購入限度額の執行は91万1,625円となっております。

次に、決算関係書類につきましては、12ページから14ページに収益的収支の明細、15ページには資本的収支の明細でございます。内容につきましては重複いたしますので割愛させていただきます。16ページ、17ページに、先ほど説明いたしました固定資産の明細でございます。18ページ、19ページは、企業債の明細でございます。

20ページに、令和2年度 斑鳩町水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。資金増加額は3,652万4,364円となり、資金期首残高3億9,449万7,996円から、資金期末残高は4億3,102万2,360円となっております。

22ページから24ページまで各事業活動に係る推移、25ページには未収金、未払金、預り金の一覧表、26ページに損益計算書の推移、27ページに貸借対照表の推移、

28ページから29ページに主な経営分析比率を記載いたしております。

また、決算資料といたしまして別途資料1～6を添付いたしております。資料4の石綿セメント管の改良状況では、令和2年度には182mの改良を実施いたしております。資料6の財政推計表では、令和32年度までの推計をいたしております。

○木澤委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時17分 休憩 )

( 午前9時17分 再開 )

○木澤委員長 再開いたします。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 そうしたらもう1度。決算資料として別途資料1から6を添付しております。資料4の石綿セメント管の改良状況では、令和2年度には182mの改良を実施しております。また資料6の財政推計表では、令和32年度までの推計をしております。推計表では、人口減少や生活様式の変化から有水量が減少し、令和21年度には収益的収支がマイナスになる推計でございます。また、資本の部におきましても計画的に実施する水道管の更新費用などから、内部留保資金も年々減少してまいります。

今後の水道事業については、厳しい状況が予測される中、多様な方策を検討し住民の皆様へ安全安心な飲料水を提供できるよう、持続可能な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、議案第32号 令和2年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、及び、認定第7号 令和2年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、何卒原案どおり可決、認定いただけますようお願い申し上げます。以上です。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び水道事業会計決算の認定について、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

○齋藤委員 資料14のうち、決算附属書類の2ページですけれども、事業報告書の概況のこの建設改良費ですけれども、ここに2行目のところに管延長2,599メートル、前年度1,221メートルの工事などを行い、となつてまして、前年度よりも管の長さが倍になってますけれども、その次の次の行、前年度より6万5,890円の減、1億5,900いくらかつてます。これは管の長さが倍になっておりながら、工事費は変わらないというのは、何か理由があるのでしょうか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 工事延長が大幅に令和2年度では延びておりますものの、事業費が

そんなに変わらないというご質問ですが、令和元年度から2年度にかけて継続事業で実施しておりましたので、令和元年度につきましては事業は完了してない時点で資産としては計上しておりませんでしたものが、令和2年度で計上しておりますので、完了時点で計上しておりますので、そのため大幅に延長は延びておるという状況でございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 そうしましたら、資料14の2、水道事業会計決算資料の中の資料3の一番下ですけども、給水収益が25年度から見ると何か少しずつ減ってるような感じするんですけども、これは使用の水量が減ってるから収益が減ってるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 今ご指摘いただきましたとおり、給水対象の人口が若干減少しておるということで、給水収益が減ってきてるということでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。それから、その次のページの資料4ですけども、一番下の欄、石綿セメント管改良状況が令和2年度は128メートルでありまして、未改良延長が820メートルになっております。あとわずかなのに、令和3年度改良予定がゼロとなっておりますけども、これはもう820メートルを今後ずっとこのままにしておくということなんでしょうか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 石綿セメント管の更新につきましては、令和3年度の予定がゼロメートルということであげさせていただいておりますのは、これは何もしないのかということではございませんでして、これまで公共下水道の整備にあわせて一定エリアを更新をずっと続けてまいりましたが、結果、今現在820メートル残っておりますけども、そういった大きな一団でやっていくところはちょっと今減っておりますので、随時その残っておるものにつきましては、ほかの事業との連携なども考えまして随時更新は進めてまいりたいと考えております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。あと、もうひとつ教えてもらいたいのが、資料6ですけども、県水に統合されますけども、この表を見ますと一番下の企業債残高が残っております。これは県水と統合のときに資産のみが計上統合して、負債は統合しないという意味なのか、今現在この企業債も全部統合のときになくなるというふうに理解してい

いのか、教えてもらえませんか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 この財政推計につきましては、あくまでも現時点で県域一体化という話が今出ておりますけれども、それがまだ進んでいる段階でございます、あくまでも町単独で単独経営で進めた場合を想定して作成しておりますもので、県域一体化になりましたらそういった負債、先ほどおっしゃっていただいた負債等についても全て企業団、県一体統合のほうに行きますので、その時点でなくなるということでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そしたら私のほうからもお尋ねしたいんですけども、まず有収率が下がってるんですね。一番高いときで95%超えてたときあったと思うんですけど、そこから年々下がっていってると。これ、原因は何でしょうかね。 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 昨年度の有収率がかなり下がりましたのは、建設水道常任委員会でもご報告申しあげましたように、本管での大きな工事、漏水が何件か続きました。そういったこと不明水が増えたということもございまして、そういったことが主な理由として有収率が下がっておるというところで、今考えておるところでございます。

○木澤委員長 昨年確かに大きな道路の陥没等もあって、量的には多い量が減ったなどというのはあるんですけど、その前年も減ってると思うんです。だんだんと下がってきてるなというのが気になってるんです。全国平均と比べるとまだ高い推移にはありますけども、そこをやっぱり1割近く収益化されてないので、何か対策が必要ではないかなというふうに思うんですけど、そこはどんなふうに感じているんでしょうか。

猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 有収率が年々下がっておるということでございますので、漏水、先ほど申しあげましたいわゆる本管もしくは引き込み管とかで漏水がどこかで発生しているというのは当然考えられます。施設自体が老朽化してきてる中で、老朽管の更新も進めておりますし、また漏水調査を毎年発注をさせていただきまして、エリアを決めて今やっておりますけれども、その中で漏水を早期に発見させていただき、そういった不明水の減少につなげていきたいと考えております。

○木澤委員長 毎年漏水調査はやっていただいている、今課長おっしゃったようにエリア



ごとという形で進めているんでしょうけど、それを強化して、いつもより増やしてやったほうが水道会計にとってプラスになるのか、それかそっちにお金がかかり過ぎてマイナスになるのか、その辺はどうなんですか。これ、ゆくゆく90%切ってくるみたいなことになると会計に与える影響って大きいと思うんですけども。やっぱり漏水調査を強化していくっていうことが必要かなと思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。

猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 おっしゃっていただけてますように、有収率はどんどん下がってきますと給水収益が下がっていくということになりますので、その辺は現時点ではエリアごとというような形を取っておりますけども、さらにこの漏水調査で効果的な方法がないのかということも検証しながら、より精度の高い漏水調査の原因の追及というのをちょっと検討していきたいというのは考えておるところでございます。

○木澤委員長 検討した結果ですね、また担当常任委員会なりで報告いただきたいと思うんです。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 有収率につきましては、委員長からも先ほど説明していただきましたけども、同じ規模の全国平均で見ますと89.8%でございます、93%、もしくは今年で言うたら92.2%ということは非常に高く維持していると考えております。その維持できていることにつきましては、先ほど課長も申しましたように、漏水調査を、斑鳩町の4つの区分に分けて毎年実施しております、管は必ず一年一年老朽化していきますので、それが4つの区分を2つの区分に分けたとしても、やはり計画的に漏水調査を継続していくということが大事で、1年間で例えば1区域を全部したとしても、それを4年、5年ほっといたら結局同じことになりますので、やはり、とって毎年1年間で全てをするというのはこれはまた費用対効果として無駄になってきますので、4つの区分に分けて今、実際漏水調査をしているのが一番効率的ではないかと、担当課では判断しております、93.8から92.2に下がってる、もしくは全体的に下がりつつあるのではないかと話もございまして、維持していくことにすごく大事なことでというふうに考えておられて、たまたま今回大きな漏水現場がございまして、大量に水が流れ出してしまったというのはありますけども、93%維持もしくはそれ以上のものに持続していくということに向けて検討していきたい、もしくは続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○木澤委員長 部長の答弁やと、今効率としてはいい形で進めているということですね。昨年度はたまたまああいう大きなのがあったということですけども、ああいうのは起こ

ってはないですし、今後やっぱり見ていく中で、さらに有収率下がってくるようやったら、やっぱり見直しというのが必要かなというふうに思ってます。冒頭にも言いましたが、全国平均は上回ってる状況なので、よくやっていただいているなどと思いますけど、年々減ってきてるといのはやっぱり気になりますので、一応部長の答弁で今回収めときますけども、また今後見る中で必要な検討を加えていただきたいと思いますので、意見として申しあげておきたいと思います。

それと、今、財政推計が今後だんだん厳しくなっていくよという中で、もう県水100%にしたので、これからの県の水を買うという形になっていくんですけども、これまで町でつくって水を売っていてもマイナスが増えていくという中で、何でもってたのかというと、新たに加入していただく件数が多かったんで、その金額でプラスになってた部分が大きいんですけど、そのところっていうのは財政推計には反映されてるんですかね。加入件数、新規加入件数って見込みを立てるのって非常に難しいとは思いますが、実際に町の会計に大きな影響を与えているものなので無視できないと思うんですね。それは財政推計のほうには反映はされているんですかね。 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 今現在つくっております財政推計につきましては、給水人口の推移を基に立てておりますので、ご質問いただいております契約件数そのものを幾らということで算定に、ベースに出しているというところではございません。

○木澤委員長 そうすると、この新規加入による収益っていうのは、現状を維持するというような形で反映してるのか、そうかそもそも金額自体が入ってないのか、そこはどちらなんですか。 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 その件数、いわゆる推計そのものは現状を維持しているというような形で見ております。

○木澤委員長 わかりました。今後人口が減っていく中で、必ず減少になってくるのかなというふうに思いながらも、毎年毎年ちょっとずつ増えてきてますので、ここが下りカーブになるのがいつなのかなというように予想するのは難しいですけども、そのところやっぱりよく見とかないといけないなというふうに思いましたんで、ちょっと確認させてもらいました。あと、コロナ禍の下で、水道の基本料金を8か月減免していただいて、一般会計の繰り入れは7,100万円ということですけど、それにかかっている費用が7,900万円ですかね、これ一般会計からの繰り入れというのは、半年分だけでしたっけ、2か月分は水道のほうから持ち出しでやってたんでしたっけ。

猪川上下水道課長。

- 猪川上下水道課長　ご指摘いただいたとおり、8か月分のうち5か月分を交付金のほうで繰り入れしていただいております。
- 木澤委員長　それはそれで別にいいんですけど、ただ後々資料を見たときに、そのことがないと何か単年度だけ給水量が収益ががんと減ってしまってるということになるんで、経年して見ていくのに、通常の水道の使用料がどうなっているのかというのを追っていくというふうに思うんで、できたら資料14の2の資料3に、下段に給水収益の推移というのを書いていただけてますけど、そこにそういった事情をちょっと注釈で書いていただくなりしておくのと、後々見たときにわかりやすいかなと思いましたので、そういう形で給水収益、コロナで減免した分はこういう形で減免してますよというのを書いていただけておきたいなというのをお願いしておきたいんですけど。　猪川上下水道課長。
- 猪川上下水道課長　そういったご指摘のとおり、注釈のほうを付けさせていただきたいと考えております。
- 木澤委員長　そしたら、よろしく申し上げます。
- ほかにございませんか。　伴議長。
- 伴議長　何点か教えてほしいんですねんけど、資料14の2の資料4、一番下の令和3年度の予定、ゼロメートルで820残っているのに、ずっと事業を続けてくれてやったのに、この3年だけゼロになる。これは今現時点でこれを予定してないと。このゼロというのがちょっとよう分かりまへんねんけど、これは何でゼロになってますねやろ。
- 木澤委員長　猪川上下水道課長。
- 猪川上下水道課長　今、主に公共下水道の更新でありますとかに合わせて工事をやっておった関係上、そういったところで石綿管というのはあり、現状ないということで、今ゼロにさせていただきました。先ほどもご答弁させていただいたとおり、放っておくということではございませんので、そういったほかの単独で行います老朽管更新とかで、そういった部分が出てきましたら、それはその都度実施していくと。ほかの事業の絡みでも出てきましたら、それに合わせてできるところはやっていきたいというふうにして、改良は早く終わりますように努めていきたいというふうには考えております。
- 木澤委員長　伴議長。
- 伴議長　今の説明でわかりました。言うたら、その場所場所によってたまたまこと当てはまらんということになつとる。もうひとつ委員長からも話あった、14の1の財政状況のこの基本料金の件ですねんけど、これちょっと教えてほしいですけど、約8千万円ほどの基本料金が免除されてんなど。この資料からは出ますねんけど、基本料金いうの

はざっと約1万件ほど、斑鳩町あるとなってきたときに、人数とかと計でいきますんかな、結局。これでいったら、約1万円弱の金額が免除されたから8か月間なってる、この辺の結局、普通の一般家庭ですと、どれぐらいの免除になったのか、この8か月間。わかりやすく教えてもらえまへんやろか。ざっとで結構でございます。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 いわゆる一般家庭でいきますと20ミリが一応基本になりますので、1か月分で申しあげますと、20ミリで大体基本料金の免除を行いまして、約880万、900万近く免除しておる形になっております。ですので、1件当たりは1契約になりますので、20ミリでいきますと850円の消費税で935円が免除されております。その8か月分ということで、7,480円です。

○木澤委員長 伴議長。

○伴議長 やっぱり水道の明細で来ますやろ。私も関心持って見ましたけど、なかなか免除していただいているのは、じっと見たらわかりまんねん。ところが、そうでなかったら、ふだん使うてるもんやからね、あんまり実感が沸いてけえへん。その点、商品券とかやったら結構町から来たりして、これでまたちょっと助かるな、今この状況でちょっとしんどいところ助かるなとかいうのがわかる、水道いうのは一応入れてはいただきました、こうピラミタいなやつね、小さいピラミタいなやつ見てますねんけど、やはり皆さん日々使うていく中で、なかなかちょっと分かりにくかったんで、今これ聞かせてもって、言うたら1件当たり7,500円弱、延べで、言うたら平均ですけど、その分だけ助かったなということがよくわかりました。以上です。

○木澤委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたら、これをもって、斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、および、水道事業会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第8号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 それでは、認定第8号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定についてご説明させていただきます。

最初に、議案書を朗読させていただきます。

認定第8号

令和２年度 斑鳩町下水道事業会計決算の認定について

標記について、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和３年９月１日提出

斑鳩町長 中西和夫

それでは、令和２年度 斑鳩町下水道事業会計決算について、ご説明させていただきます。決算書の２ページをお願いいたします。

(１) 収益的収入及び支出でございます。収入で、第１款 下水道事業収益、最終予算額７億１，０２６万３千円に対しまして、決算額７億２，１９４万６，４９５円、差し引き１，１６８万３，４９５円の増となっております。次に、支出でございます。第１款 下水道事業費用、最終予算額７億１，０２６万３千円に対し、決算額７億２８０万４，４５６円、不用額７４５万８，５４４円でございます。

次に４ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。第１款 資本的収入で、最終予算額１１億３，０８６万４，８８０円に対しまして、決算額１０億５，２９０万６，５００円で差し引き７，７９５万８，３８０円の減でございます。次に支出でございます。第１款 資本的支出では、最終予算額１１億７，３３０万６，８００円に対し、決算額が１０億８，５０６万４，４８９円で、翌年度繰越額として、地方公営企業法第２６条の規定による繰越額１，５７２万円となり、不用額は７，２５２万２，３１１円となっております。表の欄外のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額３，２１５万７，９８９円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額から１，７３９万８，４４６円、過年度分損益勘定留保資金から１，４７５万９，５４３円を補填いたしております。次に６ページをお願いいたします。損益計算書でございます。

１．営業収益は１億５，３２０万４，５３５円、２．営業費用で５億５，７６６万７，１４７円、営業損失が４億４４６万２，６１２円でございます。３．営業外収益では５億４，３１５万９，３４１円で、４．営業外費用では１億３，６９５万３，１３６円、経常利益は１７４万３，５９３円となっております。また、５．特別利益、６．特別損失はございませんでした。以上により、当年度純利益は１７４万３，５９３円となり、前年度繰越利益剰余金は、５２４万８，９４９円から、当年度未処分利益剰余金は６９万２，５４２円となっております。次に７ページをご覧ください。剰余金計算書でございます。資本金及び資本剰余金は前年度と同額でございます。利益剰余金につきましては１７４万３，５９３円を加え６９万２，５４２円となり、資本合計は１４億６，

654万1,475円となっております。

続きまして、令和3年3月31日現在の貸借対照表でございます。8ページをお願いいたします。まず、資産の部でございます。1. 固定資産では、合計額184億6,114万1,697円、2. 流動資産では、合計額4億8,699万674円となっております。以上より、資産合計は189億4,813万2,371円となっております。次に、9ページ負債の部でございます。3. 固定負債では、企業債81億2,656万3,246円、4. 流動負債では、合計額8億7,133万7,694円、5. 繰延収益では84億8,368万9,956円となり、負債合計は174億8,159万896円となっております。資本の部でございます。6. 資本金が14億5,954万8,933円、7. 剰余金は699万2,542円となり、資本合計が14億6,654万1,475円でございます。以上より、負債資本合計といたしまして189億4,813万2,371円でございます。なお、10ページに5. 注記としまして、1. 重要な会計方針に係る事項、2. キャッシュフロー計算書に関する事項、3. リース契約により使用する固定資産に関する事項を記載いたしております。

次に、令和2年度 決算附属資料の2ページをお願いいたします。16の1でございます。下水道事業の概況について、ご説明させていただきます。業務状況としまして、本年度の業務量は整備面積が5ヘクタール増え、252ヘクタールとなり、供用人口が1万8,555人となりました。また、接続申請件数は171件増加し、累計4,473件となり、普及率は、昨年度と比較して2.4ポイント増の65.8%、水洗化率は昨年度と比較して3.1ポイント増の73.1%となっております。建設改良費では、管路建設改良事業で工事9件、委託4件を発注し、管渠延長3,070mの整備を進めております。これら事業費は6億1,883万6,400円となっております。詳細につきましては、4ページ、5ページに、工事別に工事内容、金額、工期を記載いたしております。次に、財政状況でございます。営業収益のうち下水道使用料は、有収水量が前年度と比べ6万6,101立方メートル増加し、前年度と比べ748万7,558円増の1億5,258万9,535円となっております。営業費用の主な内容といたしまして、総係費では下水道使用料の徴収に要する費用の増により委託料が増加いたしております。また、下水道の流入量の増加により汚水処理費の流域下水道管理運営費負担金が増加いたしております。次に、3ページをお願いいたします。議会議決事項、職員に関する事項でございます。職員配置では、令和元年度末から転出及び退職者4名等により、令和2年度の合計数では1名の減となっております。次に、6ページをお願いいたします。

業務量に関する事項でございます。処理区域内人口は709人の増の18,555人で、普及率が65.8%でございます。水洗化人口は1,078人の増の13,562人で、水洗化率は、73.1%となっております。

次に、7ページ、事業の収益及び費用について、前年度との比較でございます。構成比率は前年度と概ね同じとなっております。次に、8ページをお願いいたします。固定資産の取得状況でございます。構築物では、管工事で総延長3,070m、7億1,225万2,222円の資産を取得いたしております。明細につきましては、16ページと17ページに記載いたしております。次に、9ページをお願いいたします。重要な契約の要旨として、契約額が1千万円以上の工事6件でございます。企業債及び一時借入金の概況では、企業債で前年度末残高が86億4,135万4,836円、本年度借入高が3億6,860万円、本年度償還高が4億3,012万2,112円となり、本年度末残高は85億7,983万2,724円となっております。一時借入金では借入残高の最高額は1億円で、水道企業会計からの借り入れでございます。その他の会計処理に関する事項で、他会計補助金は一般会計から合計で5億3,428万6千円を受け入れ、他会計補助金等の用途の特定については、収益定収入及び資本的収入のそれぞれの用途特定内容を記載いたしております。

次に、決算関係書類につきまして、12ページ、13ページに収益的収支の明細、14ページ、15ページには資本的収支の明細でございます。内容につきましては重複いたしますので割愛させていただきます。16ページ、17ページは、先ほど説明いたしました固定資産に係る明細でございます。18ページから25ページまでが企業債の明細でございます。26ページをお願いいたします。令和2年度 斑鳩町下水道事業会計キャッシュフロー計算書でございます。現金預金の増減額は1億3,869万7,177円となり、現金預金の期首残高2億9,606万7,980円から、現金預金の期末残高は4億3,476万5,157円となっております。28ページから29ページまで、各事業活動に係る推移、30ページには未収金、未払金、預り金の明細一覧表、31ページに損益計算書の推移、32ページに貸借対照表の推移を掲載しております。

以上で、認定第8号 令和2年度 斑鳩町下水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、何卒原案どおり認定いただけますようお願い申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、下水道事業会計について質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

- 齋藤委員 資料16の1、決算補足書類附属資料の2ページのところで、2ページの概況(1)総括事項、その中のア、業務状況ですけれども、令和2年度の普及率が2.4ポイント増加しまして、それから接続率が3.1%増加しております。これは普及率よりも接続率が増加しております、いい傾向だと思うんですけども、何か努力されたとか、何か原因はあるんですか。教えてもらえませんかでしょうか。
- 木澤委員長 猪川上下水道課長。
- 猪川上下水道課長 普及率につきましては、整備を供用開始した、つまり整備をして接続できますよという区域の中の人口と、事業計画エリアの人口を比率で出しております。また、接続率につきましては、実際に接続されている人口と事業区域内の人口の比率で算定をしておる関係で、数字としては今おっしゃっていただいたように、接続率が高くなったりする形になりますけれども、日々工事のほうを進めさせていただいて多くの方に接続、今年も170、2年度も171件の接続をいただいておりますので、こういったことで接続率が高くなってきていると思っております。
- 木澤委員長 齋藤委員。
- 齋藤委員 ということは、失礼ですけれども、特に努力したというんじゃなくて、結果的にこうなったってということで、例えば翌年度また下がるかもしれないということなんですか。
- 木澤委員長 猪川上下水道課長。
- 猪川上下水道課長 接続率、努力はもちろん工事として日々、まだ整備の途中でございまして、整備区域をどんどん増やしていく中で、接続の啓発を行っておりますし、そういったことで接続をしていただく方が増えてるのかなということです。
- 木澤委員長 令和2年度の予算時の見込み件数は何件でしたか。 猪川上下水道課長。
- 猪川上下水道課長 予算の当初では80件の接続ということで、今見ておりましたけども、実際は171件です。
- 木澤委員長 齋藤委員。
- 齋藤委員 わかりました。それから、資料16の2の資料4、財政推計表を見させてもらいますと、1つ一番下の欄、2つありますけれども、普及率と接続率が、裏にいきますとだんだん乖離しております、最終的には令和20年度には普及率が95.1%、しかし接続率が78%というような形になっております、こうなりますとやっぱり収入が少なくなっていくので、他会計からの補助というのが多く見込まれるんじゃないかなというような気がするんですけども、これを減らす対策というかですね、接続率が



伸びないで、普及率が伸びていくというトレンドの中で、今後どのようにしてこれをクリアしていくのかを教えてくださいませんか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 今、ご質問いただきましたように、工事につきましては下水道事業は一般財源から繰り入れをしていただいて事業を進めておるといった状態でございますので、このままこれまでの計画を見ていきますと、事業費が非常に一般会計に負担を大きくしていくという状況の中で、それでも整備を進めていかないといけないということもありますので、いわゆるこの町財政の負担というか、そういうふうなことを考えます中で、今年度の事業から今後の企業債の残高も90億近くになってきておりますので、その残高が増えないような方向で事業の規模を少し見直しをいたしまして、事業を進めているというところで、それでもって今、工事の大きな流れを今つくって行って、負担が大きくなるような形での事業の進捗というのを今考えているところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 これを見ますと、企業債の残高は少しずつトレンドとして減っているということですので、債権を減らしながら、普及率を上げながらということだと思えますけれども、例えば普及率と接続率の差、乖離が大きくなると、やはり必要のないと言ったら失礼ですけども、余り人口のいないところに普及して、結果的に接続率が悪くなっていく、工事費はかかるけども接続する人数が減っていく、そのようなバランスがあると思うんですけども、やはり令和20年度、これから17年後に95%まで持っていくという考えていうのはですね、例えばこれでいいのか、またずっとこのままでいいのか、例えば収入と費用とバランスを見て、それをまた考える余地があるのか、そのようなのはどのようにお考えか教えてくださいませんか。

○木澤委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 齋藤委員がおっしゃるとおりでございまして、普及率の向上と接続率の向上がだんだん乖離していくことは非常に担当課といたしましても、収入、企業ですのなかなか経営観点から申しまして難しい話でございます。先ほど、努力の話が課長からありましたけども、当然接続していただく、もしくは要望の高い区域から整備していくと、そういう声をいただいたところから整備をして行って、多くの方に接続していただくということがもともと主に置いておりましたので、例えば集中浄化槽で今まで生活されておられたところに、早く公共下水道を引いて、望んでおられる方と、こちらから料金として収入を上げるといった対策は今まで取っておりまして、今、集中浄化槽

の地区はなくなったところでございます。その中で、あとは汲み取りトイレを利用されている方とか、あと地域として汚水ですね、雑排水の水路が汚れてどうしてもって言うようなところに早く下水道を普及して、つないでいただくと。そしたら地域の方も喜んでいただくしというところで、接続率の向上をさせていただきたいというのがまず1点と、2点目といたしましては、やはりこの決算でも予算でも委員会ごとに答弁させていただいてますのは、やはり使用料の割合に対して、流域下水道の維持管理負担金、これ処理料なんですけども、約半分処理料として負担金として納めてますので、その辺をその協議会等で市町村併せて県にして、ちょっとでも安く処理費をしていただくことで、町に残る部分が残って、経営に役立てるというところは今後も引き続き県と調整していきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 もうひとつ、普及率ですけども、これは近隣の市町村と比べてはどんな感じなんですか。例えば17年後95%っていいますのは、近隣はもう既にほぼ100%近くってんのか、その辺のところを教えてください。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 令和元年度の数値になってまいりますけども、奈良県全体で普及率の平均で81.2%というところでございます。接続率の平均につきましては、92.5%というふうに、今なっております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、普及率よりも接続率の高いという状態は奈良県全体はそうでしょうか。近隣というのはどんなもんなんですか。だいたい同じ。

○木澤委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 近隣、生駒郡で申しましたら、例えば平群町で普及率が63.6%、接続率は80.2%です。令和元年度の資料ですけれども。三郷町で普及率が93.4%、接続率が95.9%。安堵町におきましては、普及率が94.5%、そして接続率が68.5%となっているところでございます。ただ、これ郡内におきましてもいろんな状況がございますので、この数字だけで普及率もしくは町の工事の進め方について、ちょっと議論のほうは厳しいかなというふうには思っているところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。あともうひとつだけ。水道が県水一体化になりますけども、下水道というのはそういう動きというんですかね、県で一体化みたいな話はあるのかな

いのか、教えてもらえませんか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 水道事業のように具体的にこういった下水道事業についてどうしていくかっていうことはまだありませんけれども、県におかれましても、下水道のそういった協議会、協議会というか担当課長会議でありますとか、いろんな機会を捉えて、市町村との意見交換の中で、そういったことについても検討していかなければならない状況であるというのを認識されて、今進められているところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました、ありがとうございます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

○奥村委員 公共下水道の、今も言われておりました面的整備を進めるということですが、住民の方からよく、うちの自治会というか、この地区はいつになったら接続の工事をしてもらえるのかなというご質問をよくいただくんですけども、そういうきっちりしたスケジュールというのはわかりませんが、ここの地域は大体こういう感じというか、そういうのをお示しいただくというのはできないんでしょうか。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 先ほどのご質問の中で部長が申しあげましたように、いろいろ集中浄化槽でありますとか、そういった区域はもう終わりましたけども、ご要望の多い地域とかを中心に、今接続の、工事のほうを進めさせていただく中で、徐々にもうこの整備が進んでいった中で、まだ一団で残っておるところがございますので、そういったところを優先というか抽出する中で、今工事を進めておりますので、ここがいつというのはなかなか申しあげにくいところがありますので、そういった形で大きなエリアで残っている部分について、先に進めていくという形で今進めさせていただいております。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 ということは、ご希望があってもなかなかその地域全体のご要望が少なければ、やっぱりなかなかついていけないという、ついていけないというか、工事がなかなかしていただけないということになるんですかね。

○木澤委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 今、ご質問に関してのスケジュール的な、工事の整備のスケジュールの話でございます。以前ですね、いろんなご意見いただく中で、毎年9月の広報に、下水道の日と題しまして特集をずっと毎年度、今年度もマンホール関係の記事を載せさ

せていただいているんですけども、その記事の中で、次年度にする整備の区域として載せて計画してたときがありまして、ただそうなったときに、今まで議論ありました執行に関しての起債の残高とか財政状況の問題で、なかなか計画どおりに進んでいかないと。そうしたときに、情報を発信するがそのとおりにできないということで、かなりちょっと地元の方からも怒られたり、違うやないのという話をいただいているので、あまり不確かな情報が出すことができないということで、今はやっていない状況なんです。

ただし、認可区域という区域として、これは下水道法の中で決めて進めている区域ですので、まずは認可区域に入ってるかどうかでひとつの区域として整備ができますよ、もしくは近々整備をするということで、住民さんの理解を得ていきたいと考えておりますので、個別に、もしそういうご意見がありましたら、また相談いただければ、そういった声も反映して今後のスケジュール、計画に反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○木澤委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そしたら私のほうからもお尋ねしたいんですけど、財政推計表を見る中で、国庫補助金のほうが令和元年度から見るとだんだん減ってきているということで、以前から心配していましたが、補助金の補助率が減らされたとか、今後そういうふうになっていくとか、その辺の動向というのはどうなっているんでしょうかね。

猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 補助金の補助率につきましては、現状、現在のところ国からそれを下げるとかいうような状況はまだございせんので、現時点では今の2分の1補助というのは変わらないと考えております。ただし、この財政推計につきましては、先ほどの齋藤委員のご質問の中でもお答えさせていただいたんですけども、いわゆる財政的なものを考えますと、余りにも今のペースで行きますと非常に負担が大きくなるという中で、補助、企業債残高が増えていかないような方向での事業費のペースを保とうということで、補助事業自体の額を少し見直しているところがございせんので、そういった意味で少し減っておるといふところでご理解いただければと思ひます。

○木澤委員長 それやったらそれで、今のところは安心ですけど、今後どうなっていくかというのはやっぱり分からないという中で、先ほど齋藤委員からもありましたけど、接続件数はやっぱりどう増やしていくのかというところに力を入れていかなければいけないのかなと。先ほど確認させていただいたところ、令和2年度で言うと当初80件やっ

た見込みが大幅に増えて接続していただいたということで、職員の皆さんが努力していただいているなというふうには感じたんですけども、水洗化率を聞きますと、三郷町さんが95.9%ということで、この財政推計を見ますと、完成まで行っても80%程度で見込んでるのかなと。財政推計でそれで収支何とかバランスよくやっていけるということで組んでいただいているかと思えますけど、ちょっと水洗化率については控え目な数字じゃないかなというふうに思うんですけど、これもうちょっとやっぱり、きちっと上げていくということで、推計組んで、やっぱり一般会計の負担ももっと減らせていきますので、ちょっと見込みは緩めに組んでるんじゃないかなと思うんですけど、最終的に私、だからよそも、もう80%ぐらいしか行かないのかなというふうに思ったら、95%という接続率までいっていらっしゃるところがあるんやったら、その取り組みをやっぱり参考にさせていただいて、斑鳩町としてもそういう接続率を追及していくべきやないかなと思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 今おっしゃっていただいたように、そういった他市町村の取り組み、斑鳩町ではビラを個別に配布させていただきながら啓発活動をさせていただくというようなことをこれまで続けておりました。ほかにもいろんな取り組みをされてるところがあると思いますので、さらにその辺を研究させていただいて、斑鳩町でよりよい接続率向上につながるものがありましたら、また参考にさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○木澤委員長 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 補足させていただきたいと思います。まず、三郷町につきましては以前より単独の公共下水道を実施されて処理場を持っておられて、例えば小さい区域でも公共下水道は普及しておりましたので、その末端を県の流域下水道につなげられたので、整備のスタートが斑鳩町とは違うというのが一点と、それと接続率の、今もうちょっと高めにと話でいいますと、この財政推計、また予算の80件に関しましても、これ目標として設定しているわけではなくて、あくまでも経営の観点から設定している数字でございまして、今の水洗化率につきましても、今までの、例えば1年目に整備したところの区域が、1年目に何件接続された、2年目に何件接続されたというのを全部統計取って、1年目に整備したところの接続率が何%ということを経計、統計合わせて今この数字になっておりますので、当然後年度でどんどん接続していただければ、この数字が上がってくるということですので、客観的に、自分らでつくった目標の数字ではなくて、客観的に今、このような状況が続けばこういうふうになるという数字で財政推

計はつくっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

- 木澤委員長 そうしましたら、目標はまた別で持つておられるということで、そちらのほうもぜひ示していただきたいなど。それは統計的に毎年毎年ごとではなくて、そういう推計的なものを持つていらっしゃるんでしょうか。 上田都市建設部長。
- 上田都市建設部長 今までの実績は統計上持つていまして、例えば集中浄化槽区域は当然もう1年、2年で100%になりますので、そういった区域とか、例えば旧集落といわれます区域ではやはり敷地が大きいので、なかなか接続の費用が高くつくので、やはり最初に接続件数が増えていくのに時間がかかっているという統計的な資料を持つて、その平均でこの統計の数字を当てはめたものでございます。そして、目標と数値でございませうけども、当然高く100%を目指して今普及しているところについては、未接続の件数についてビラも配つて、もしくは電話がありましたらそこにまでお宅に行つて、接続についての相談を受けておりますので、高い目標を持つて取り組んでいるところでございませう。
- 木澤委員長 ぜひ、そちらも見えるような形で提示していただきたいなど、努力してないんではないですかということになってしまひますので、努力していただいているのは、先ほどの結果聞かせていただいてもよく分かりますので、引き続き水洗化率を上げていただひて、やっぱり一般会計の負担をできるだけ少なくしていくということで、進めていただひていただきたいというのは、みんな心配してることやと思ひますので、お願いしておきます。

伴議長。

- 伴議長 今、委員長いろいろ質問された、逆の視点といひませうか、令和20年とか出しているいただひてませうけど、しんどいなと、この数字見たときに僕は思つたんですわ。えらいしんどい数字を上げてはんなと。私も集中浄化地域に住んでおりました。だから、正直言つてやっぱり100%の丁寧な説明を町から受け、みんなが集中浄化から公共下水に変わるような、本当にきめの細かい、そういうような形でやっていただひたおかげでスムーズに行きましたけど、たしか町内そこそこ10か所近くあつたん違ふかなと。これもし、集中浄化を抜いたところの数字、100%を抜いたところの数字、70から何ぼに下がるんやと。集中浄化の分母だけをぱつと引くと、僕怖い数字になると思ひます。そうなつてきたときに正直言つて最終的にこの数字を持つていくと。以前から斑鳩に住んでおられる地域の状況、つなげたいねんけど、道から自分の家まで100メートル近くあるんやとか、何百万かかる。また、まだ外におトイレがあるお家もあり、そこで非

常に難しいんやと、屋外だけでも大変やねんというのが何件もございます。だからそういうような、気持ちはあるけどできへんねんと。そういうようなこともある中で、ちょっと何点かお聞きしたいんですけど、今、集中浄化じゃなくて個別浄化の補助というのは今どないなってますねやろ。それを、個別浄化槽を家に設置したいと。それに対する、前ずっとやってくれてはりましたな、最近あまり耳にしませんねんけど、その事業が続いて、そしてまた件数がどんな形になってるんか、もしすぐに分かれば教えてほしい。

○木澤委員長 暫時休憩します。

( 午前10時21分 休憩 )

( 午前10時24分 再開 )

○木澤委員長 再開いたします。 上田都市建設部長。

○上田都市建設部長 浄化槽設置の整備の補助金につきましては、環境部局で補助金制度を持っておりまして、例えば5人槽やったら33万2千円というような個別に補助金を出しているところでございます。一方、下水道の部局につきましては、先ほど説明させていただきました認可区域が、斑鳩町全体で下水道を整備する区域の中でおおよそ7年ごとに整備する区域を認可区域として定めておりまして、その7年ごとにずっと整備できたらまた増やす、整備できたら増やすというようなことをするのが認可区域として定めておりまして、現在、令和6年度までの認可区域の設定をいたしておりまして、その区域内を令和6年度までに整備するという目標で進めている区域がございます。その後、令和7年度から見直しをかけまして、残ったところと次増やすところといったところが令和6年度中に検討いたしまして、令和7年度からの7年の期間として取り組んでいるものでございます。

○木澤委員長 伴議長。

○伴議長 この個別浄化の話をしていただいたのは、集中浄化の接続率を今70から引いてしまうと、本当に厳しい数字が出てくるのは僕何となく分かりますんで、その中で場合によれば、やはりこのあたりはもうちょっと将来的に難しいやろうというのであれば、ひとつこの個別浄化、今非常にいい商品、製品が出てますんで、決して環境を汚さないような個別浄化であれば、そっちのほう町がプラスになる。また非常に財政的というのであれば、やっぱりこれ考えていただきたいなど。これはもうほとんどのバランスやと思っていけますねん。でないと、今までのこの状況、ただ他町のやつは時代背景があります。言うたら川の向こうであれば、平成までやってはったりすると、非常に日本の経済の状況が違う時代に住宅開発され、そのときは一気につながはったと。そ

れと当町との違いというのはよく分かりますし、また、つなぎたいけどつなげへんねんと。もう一点お聞きしたいですねんけど、借入れして、言うたら手持ちがないと。そやけど、公共下水つなぎたいというときに、借入れ制度というのはたしかあったはずですねんけど、あれに対して初めの協力金って、10万円の加入負担金についての借入れの範囲に入ってくるのか、そこを教えてほしいですねん。やっぱり、つなぎたいというニーズがありますんで。

○木澤委員長 猪川上下水道課長。

○猪川上下水道課長 最初に接続申請をいただく中で、資金的なものの中での総額として借入れられるお金について、最終的には借入れられたお金についての利子を補填させていただくという形で補償という形を取っております。加入負担金も含めての形になっております。

○木澤委員長 伴議長。

○伴議長 わかりました。ということはこれ、住民が金融機関等で交渉し、そして支払いの期間というのが5年なんか10年なんか分かりませんが、その契約をして、それについて金利分を町が持ってくれはるといような制度になってるように、今、話。やっぱりこれ難しいでっせ。やはり、金融機関に交渉する、非常にやっぱりその費用を捻出するのが厳しい、けど環境のことを考えてつなげると。もう一言、何かつなぎやすい方法というのを考えていただかないと、今これ、これからはもう集中浄化のところがありませんので、やっぱり正直言うて普及率と接続率が開いていく、こういうような可能性ってものすごくあると思います。もう正直、集中浄化のところにおっただけに、切実に感じるんですわ。その辺りも考えて、やはり気持ちのある方もそこそこおられますんで、私耳にしていますんで、その辺りまたいろいろアイデアを考えて、ちょっとつないでもらえるように、基本的にやっぱり経済面というのをおっしゃられる方が多いです。やはり、いろんな形で、その中で余剰のお金がなかなか出てこないというような話をよく聞きますんで、またその辺り考えていって、もう答弁は結構ですんで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたら、これをもって下水道事業会計に対する質疑を終結します。

以上で、都市建設部所管に係る決算審査を終わります。

理事者入れ替えのため、10時50分まで休憩します。



( 午前 10 時 32 分 休憩 )

( 午前 10 時 50 分 再開 )

○木澤委員長 再開します。

それでは、住民生活部所管に係る決算審査を行います。

初めに、第2款 総務費について、説明を求めます。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要についてご説明を申しあげます。座って説明のほうさせていただきます。

主要な施策の成果報告書資料編の10ページをお願いしたいと思います。

第1項 総務管理費 第1目 一般管理費のうち、人権の擁護についてでございます。

人権相談の実施につきましては、町の人権擁護委員により毎月1回開催をしております。令和2年度では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、5月と6月の相談を中止いたしております。また無料法律相談の実施では、奈良弁護士会の弁護士により毎月3回開催し、158件の相談を受け問題解決の支援を行っております。令和2年度では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月21日から6月23日までの間、電話での相談といたしております。次に、12ページでございます。住民と行政の協働によるまちづくりのうち、行政相談の実施では行政相談委員により毎月1回開催し、行政サービスや手続きに関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関への通知などの対応を行っております。こちらもほうも令和2年度のほう、4月から6月の相談を中止をいたしております。

次に、33ページから35ページにかけてでございます。第3項 戸籍住民基本台帳費 第1目 戸籍住民基本台帳費でございます。職員人件費、印鑑登録、住民基本台帳、戸籍などの事務に要する費用について、支出をいたしております。はじめに、行政の情報化の推進の証明書コンビニ交付サービスの運用では、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の交付について、令和2年度では住民票895件、印鑑登録証明書726件など、全体で1,895件の交付を行っております。次に34ページでございます。行政事務の効率化の住民基本台帳ネットワークの運用では、令和2年度のマイナンバーカードの発行は3,462枚で、累計発行枚数は8,873枚、交付率は31.4%となっております。

以上、第2款 総務費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく審査を賜りますようお願いを申しあげます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けします。

齋藤委員。

○齋藤委員 35ページの戸籍総合システムの運用ということで、1,500万円とありますけども、これは機器導入のためにかかるのか、もしくは毎年ランニングコストとして1,500万円かかっていくものなのか、教えてもらえないでしょうか。

○木澤委員長 関口住民課長。

○関口住民課長 戸籍総合システムの運用の金額が増加していることにつきましては、ランニングコスト以外に、令和2年度ではデジタル手続法の公布に伴うシステム改修等を行ったということが主な要因として金額が増えているものでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、来年度はもうちょっと減るということによろしいでしょうか。

○木澤委員長 関口住民課長。

○関口住民課長 令和3年度の予算は減っております。当初予算として減っております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 これをもって、第2款 総務費に対する質疑を終結します。

次に、第3款 民生費について説明を求めます。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、第3款 民生費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要について説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、主要な施策の成果報告書資料編でございますけれども、38ページから55ページでございます。第1項 社会福祉費から始まるものでございます。

はじめに、38ページから39ページの第1目 社会福祉総務費でございます。職員人件費、福祉団体の支援、国民健康保険事業特別会計への繰出などに要する費用について支出を行っております。38ページの人権の擁護では、成年後見が必要とされる人が安心して後見を行うことができるよう、関係町で法人後見センターの運営の支援を行っております。また、地域ぐるみの福祉活動の推進では、町社会福祉協議会をはじめとする福祉団体の支援等に要する費用を支出を行っております。次に、39ページでございます。防災消防では、災害時に避難が困難な避難行動要支援者への支援体制を構築し、適切な支援を図るため避難行動要支援者名簿の提供等による関係機関との連携等を行っております。1つ上にお戻りいただきまして、国民健康保険の充実の国民健康保険事業への支援では、国民健康保険事業特別会計に対し法令の定めにより、職員給与費、事務費などの2億2,269万9,286円を、また後期高齢者支援金分の赤字補填として

1, 500万円を繰出し、合計で2億3,769万9,286円を支出をしております。

次に、40ページの第2目 国民年金事務取扱費でございます。国民年金事務に関する費用について支出を行っております。法定受託事務として、国民年金の申請、受付、相談等を行い、年金制度への理解と受給権の確保に努めております。

次に、本ページから43ページの第3目 老人福祉費でございます。高齢者に対する各種福祉サービス等に要する費用について支出を行っております。はじめに、社会参加の促進支援では老人クラブ活動の支援、41ページの高齢者優待券の交付などを行っております。令和2年度の敬老式典につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、米寿の高齢者と結婚50年の夫婦に対する記念品贈呈式のみを行っております。次に、福祉サービスの充実では、老人福祉施設三室園組合との連携、老人福祉施設への入所として、養護老人ホームへの入所措置を行うなど、42ページ、在宅ねたきり老人介護手当の支給、第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定を行っております。次に43ページでございます。公共交通の整備では、高齢者外出支援タクシーの助成を行い4,990人の方に対しまして助成券の交付を行っております。

次に、第4目 老人憩の家運営費です。老人憩の家の運営及び維持管理に要する費用について支出を行っております。令和2年度の、東・西老人憩の家の利用者数は、合計で対前年比9,731人減の16,910人となっております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月10日から6月14日まで休館し、再開後につきましても浴場のみの開館としたことにより、利用者が減少しているものです。

次に、44ページから45ページでございます。第5目 医療対策費でございます。福祉医療といたしまして、老人医療費のほか、子ども医療費、心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害老人等医療費、精神障害者医療費の各助成、未熟児養育医療費の給付を引き続き行い、それぞれ対象者の医療費負担の軽減を図りました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により受診を控えられたことから、子ども医療費、ひとり親家庭等医療等においては前年実績を下回っているところでございます。

続きまして、46ページの第6目 人権対策費です。人権問題の啓発、職員研修などに要する費用について支出を行っております。人権講演会の開催や町内公共施設での啓発物品の配布など人権啓発活動に努めるとともに、市町村啓発連協をはじめ各種人権研修に参加をいたしております。令和2年度では、差別をなくす町民集会及び街頭啓発につきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しております。

次に、47ページから52ページの第7目 障害福祉費でございます。各種障害者福

社サービスや障害者総合支援法に基づく給付、各種団体への補助などに要する費用について支出を行っております。はじめに、社会参加の促進支援では、各種障害者団体に助成するほか、役場と生き生きプラザ斑鳩に手話通訳者を継続して配置を行っております。次に48ページ、リフト付きバスの運行では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用制限を行ったことにより、利用者は減少しております。また、障害者福祉計画等の策定では、令和3年度からを計画期間とする斑鳩町障害者福祉計画及び第6期斑鳩町障害福祉計画、第2期斑鳩町障害児福祉計画の策定を行っております。

次に、53ページの第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費です。ふれあい交流センターいきいきの里の維持管理、運営に要する費用について支出を行っております。令和2年度の入館者数は、前年度と比較しまして16,763人減の14,849人となっております。この施設につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため4月3日から6月15日まで全館休館、再開後は浴場のみの利用とし、町内在住、在勤、在学者に利用制限したことから、利用者は減少しております。

次に、第9目 介護保険事業繰出費でございます。法令に定める介護保険事業特別会計への繰出しとして、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分、介護保険業務に関する職員給与費及び事務費、また介護保険低所得者保険料軽減に要する所要額等を支出しております。

次に、54ページでございます。第10目 総合保健福祉会館管理運営費でございます。総合保健福祉会館の維持管理、運営等に要する費用について支出を行っております。こちらの施設につきましても4月10日から休館を行い、また6月15日からは利用制限を行いながら貸館を行いましたことから、利用者数は前年度と比較をいたしまして25,610人減の53,526人となっております。

次に、55ページ、第11目 後期高齢者医療費でございます。後期高齢者医療広域連合への負担金及び、後期高齢者医療特別会計への繰出金として支出を行っております。はじめに、後期高齢者医療への支援では、後期高齢者医療の運営に必要な事務経費のほか、保険料の均等割軽減分等を補うために必要となる県及び町負担分を、後期高齢者医療特別会計に繰出を行っております。次に、療養給付費負担金では、広域連合が行う給付等に係る費用につきましても、市町村の負担割合である12分の1に相当する額を広域連合に支出を行っております。

続きまして、56ページから64ページの第2項 児童福祉費でございます。

はじめに、56ページから59ページの第1目 児童福祉総務費です。職員人件費、

各種児童福祉サービス、ファミリーサポートセンター事業の実施、病児保育事業の実施、幼児教育・保育無償化の実施、つどいの広場、子ども家庭総合支援拠点の設置などに要する費用について支出を行っております。はじめに、良好な子育て環境づくりでは、56ページで私立保育所の運営支援で新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から私立保育所等の感染防止に必要な費用について補助金を交付するほか、57ページですが、保育園教材費等の援助として、低所得者で生計が困難である者の子どもが、特定教育保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等の購入に要する費用の一部を補助する事業、また産前産後ヘルパーの派遣として妊娠中や出産後の体調不良等により家事や育児が困難な家庭にホームヘルパーを派遣する事業を新たに開始をしております。次に、地域ぐるみの子育て支援の充実では、59ページ、ファミリーサポートセンター事業の実施としまして、令和2年4月から、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を結び、地域における育児の相互援助活動を開始を行っております。また、すべての子どもとその家庭および妊産婦等を対象に、福祉に関する必要な支援に係る業務を行い、特に要支援児童・要保護児童等への支援業務の強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点を令和3年4月に生き生きプラザ斑鳩内に設置するための準備を行っております。

次に、59ページから61ページでございます、第2目 保育園費でございます。職員人件費、保育園の運営、保育園地域活動、施設の維持管理などに要する費用について支出を行っております。はじめに、良好な子育て環境づくりでは、町立保育園において新型コロナウイルス感染症対策に努めながら、通常保育のほか、延長保育や一時預かりなどの特別保育を行っております。また、60ページでございます、保育園の和式トイレの洋式化では、バリアフリー化及び新型コロナウイルス感染症予防対策をすすめるため、町立保育園の和式トイレの洋式化を行っております。

次に、61ページの第3目 児童保育費でございます。多様な保育ニーズに対応するため、町内の私立保育所や町外の私立・公立保育所等に入所を希望する児童の入所を委託したものでございます。

次に、63ページ 第5目 児童手当支給事業費でございます。児童手当の支給に要する費用について支出をいたしております。児童手当の受給者数は、2,117人となっております。

次に、第6目 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために児童手当受給世帯に対しまして、国の制度として児童一人あたり1万円、町の独自制度といたしまして、児童一人に

つき1万5千円、ひとり親世帯の児童1人につき1万5千円の給付を行っております。

次に、64ページ 第7目 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯につきまして、臨時特別給付金を奈良県から支給するにあたり、制度の広報周知、申請受付等に要する費用について支出を行っております。

最後に、65ページ 第3項 災害救助費については執行はございませんでした。

以上、第3款 民生費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく審査を賜りますようお願いを申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第3款 民生費について、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

○齋藤委員 38ページの福祉サービスの充実のところで、福祉基金の利息を運用して、在宅寝たきり老人介護手当の支給とありますけども、これは町独自の施策でしょうか。それとも国とか関連があるのかを教えてくださいませんか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 こちらの在宅寝たきり老人介護手当の支給につきましては、町の施策でございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 186万とありますけども、何人ぐらいに、どのぐらいの金額を支給されているんでしょうか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 令和2年度におきましては、支給者87名に対して支給をさせていただいております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ということは、1人当たり2万円ぐらいということですね。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 支給額につきましては、お1人1か月5千円となっておりますけれども、対象になれる年月によりまして差があるため、平均ではそのぐらいの金額になるということでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。続きましては、39ページの防災消防のところで、避難行動要支援者名簿の運用とありますけども、現在のところ個別に支援を要する人へ

の体制のところ、どの辺まで進んでいいのか教えてもらえませんか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 現在、避難行動要支援者名簿の進捗、運用についてでございますけれども、ただいまのところ名簿というものを作成はできておまして、その名簿を更新することで、今年度までは来ております。今後につきましては、この運用名簿を活用しまして、個別支援計画というものの作成に取り組むこととなります。この5月に災害基本対策法が一部改正ございまして、市町村においては今後5年を目標に努力義務ということですが、一応個別支援計画というのを作成することとされました。町といたしましても、今年度モデル事業等を実施しまして、その作成指針等をまずつくって、個別支援計画というのを作成に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 個別支援計画は、具体的にはじゃあ今年度から、例えば地区を決めてとか、できるところから進めていくということよろしいでしょうか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 まず、利用指針というものをつくって、防災計画に盛り込むことが必要ということになっておりますので、その作成指針をつくるために、モデル事業としまして今年度、数地区、ハザードの高いところと申しますか、そういったところからまずつくって行って、利用指針を確定して、本格的に作成に向けて取り組みたいと考えているところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。急いでというか、進めていただくようお願いしたいと思います。それから、41ページ、高齢者健康づくりの推進のところ、令和2年度は3万円、令和元年度は45万円ですけども、これはやはりコロナの影響で減ったということで理解してよろしいでしょうか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 高齢者健康づくりの推進で、令和2年度の助成金の額が令和元年度と比べて大きく減少していることについてでございますけれども、この事業の助成金については、実際実施された事業に対して助成金が出されるものでございます。令和2年度につきましては、グラウンドゴルフボール大会でありますとか、ゲートボール大会等の事業がコロナの影響によりまして大会が中止されたことによりまして、実施事業がほぼなかったことによりまして、助成金がなかったということでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。次に、高齢者優待券の交付のところで、令和元年度は合計しますと5,401名、令和2年度は合計しますと5,266名ということで、令和元年度よりも交付人数が減っておりますけども、これはコロナで外出を控えたからもう要らない、要らないっていうことで減ったんでしょうか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 高齢者優待券の令和2年度の交付数が令和元年度に比べて少ないというところのご質問でございます。割合的には約3%少なくなっております。対象者は70歳以上の方ですので、対象者が若干増えてるんですけども、それにもかかわらず若干交付数が少なくなった結果になりました。これにつきましては、今委員が申されましたように、コロナ感染症予防のひとつの対策として、それぞれの方が外出を控えられた結果であると考えているところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。次に42ページの一番下、自動車誤発進防止装置設置費の助成で令和2年度はゼロってなっております。これはもうほぼ一段落したからゼロになったんじゃないかなというふうな気がしますけども、これは要望ですけども、これはもうこれはやめてしまって、今高齢者の補聴器が、耳遠い人がなかなか社会に溶け込んでいけない、耳遠いので社会からちょっと離れてる、補聴器は金額高くて何十万もしますけども、呼び水として例えば数万円でも何か助成していただくような方向に、高齢者のために転換できないかなということ、返事はいいですけど要望です。

○木澤委員長 この自動車誤発進防止装置の助成件数の件について、答弁があれば。

中原福祉課長。

○中原福祉課長 自動車誤発進防止装置費の設置の助成について、令和元年度に17件あったのが令和2年度0件についての答弁をさせていただきます。こちらについては、現在、国によりサポカー補助金というものが実施されておまして、令和元年度の予算で始まったものなんですけれども、まだ継続して続けられているところでございます。斑鳩町が実施しておりますこの助成金につきましては、新車ではなくて後付けの車のタイプなんですけれども、町のほうは3万円を限度として実施しております。国は4万円限度というところでありまして、各メーカーさんでありますとか、販売店さんには国の補助金がありますのでという宣伝文句で営業されているところが多く、そちらのほうを活用されているのが多いので、町のほうの利用が少ないと、ゼロということ考えており



ます。だから、国の補助がなくなったときに町の状況を見た中で、今後のことは考えていかなければならないのかなというふうには思っているところでございます

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ということは、もうちょっと続けられるということで理解してよろしいですね。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 国の補助が終わって、町の状況を見る中で考えていきたいと思っております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。43ページ、一番上の高齢者外出支援タクシーの助成ですけれども、これもやはり令和元年度に比べて令和2年度は減っているというのは、先ほどの高齢者優待と同じような形で、外出は控えたということで理解してよろしいでしょうか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 高齢者外出支援タクシーの助成につきましては、先ほどの高齢者優待券と同時に交付をしているところもでございます。そういったものも関連しているとは思いますが、委員おっしゃいましたように、コロナ感染予防対策のために外出を控えられて交付数が若干減ったものと考えているところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。利用する方は、ここを見てますと9,300人から1万2千人、2千枚ということで、利用する方は利用しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 利用枚数的に、前年度、単純にですけれども、交付枚数お1人様7枚です。交付枚数分の利用枚数、これが昨年度は25,26%でしたのが、今年は34.75%となっておりますので、約10%の利用が上がった結果となっております。これにつきましては、やはりこのコロナ禍で公共交通というよりもタクシー、個別で動ける公共交通であるタクシーの利用も浸透していったのではないかと、少し考えているところでもございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 やはりこれ、高齢者にとってすごいありがたいというか、使い勝手がいい、

外出するためにいいんじゃないかなと思いますので、引き続きPRして、ぜひ使えるようにしていただければありがたいと思います。

それから、56ページですけども、下から二つ目の病児保育事業の実施で、令和2年の1月から実施されて利用件数が23件とありますけども、それは5町にしたら100名くらいかなというような気がするんですけども、実際想定から見たら多いほうなのか少ないほうなのか、またこの程度の利用で問題なくというかですね、利用できなかったという人がいないのかどうか、その辺も教えてもらえませんかでしょうか。

○木澤委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 病児保育の利用状況でございますけれども、令和2年度23件は斑鳩町の件数でございます、西和5町全体では78件の利用でございました。当初、病児保育事業を実施するに当たって、年間400件程度を見込んで事業を開始いたしましたけれども、令和2年度につきましてはコロナの影響もありまして、保育園などの登園自粛を行ったという影響ですとか、あと冬場、インフルエンザの流行が全くなかったといったことも影響いたしまして、利用が低調であったというふうに考えております。利用につきましては、特段申し込んで、いっぱいなので利用できないという状況は今のところ発生しておりません。なお、今年度は7月末現在ですけども、全体で86件利用がございまして、今の86件の利用から見込みますと、年間258件利用される見込みですので、利用については伸びてきているというふうに考えております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。これが周知されて、多くの方が利用できるようになればありがたいなというふうに思います。

次に、59ページの一番上のファミリーサポートセンターの利用ですけども、90人利用あったということで、大変いい制度だと思います。地域の方が地域で助け合うということですので、そういう面でもいい制度じゃないかなと思いますけども、町としては当初これ、どのぐらいの見込みあって、それでどのような成果というかですね、少なかったとか、多かったとか、そのようなところはどのように考えてますでしょうか。

○木澤委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 ファミリーサポートセンター事業につきましては、令和元年度までは子育てサポートクラブゆりかごさんという任意の団体で託児をいただいていたんですけども、令和2年度から町の事業としてファミリーサポートセンターという事業に移行させていただいたものです。令和元年度、ゆりかごさんが実施されていたとき

の託児の利用の件数は172件ございましたので、令和2年度90件ございましたけれども、やはりこちらもコロナの影響で利用を控えられたというのが一番大きな原因かというふうに考えております。提供会員のほうも、徐々に増えてはきておりますので、今後も、急に、ちょっとリフレッシュのために使いたいなといった、おうちで子育てをされている方の役割を担っていただけたらというふうに考えておりますので、引き続き継続してやっていきたいというふうに考えております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。59ページの一番下、延長保育が、延長日数が令和元年度は734から令和2年度は204、児童数も減っておりますけれども、これはコロナの関係で延長保育が少なくなったんだとは思いますが、これによって親御さんの影響だとか、休園されて困ったとか、そのようなお話というのはありますでしょうか。

○木澤委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 この延長保育の利用日数が減っているのは、令和2年度当初、学校の臨時休校などもございまして、保育園のほうは休園はしておりません。4月と5月はご家庭でお子さんを見ていただける方については登園の自粛の協力をお願いさせていただきました。町立保育園では、登園率が大体30%から40%程度になっておりましたので、延長保育の利用も自動的に少なくなったのではないかと考えております。

6月については、1段階ちょっと緩めまして、家庭で保育できる方については協力をお願いしますという形にしておりまして、70%から90%ぐらいの登園状況となっております。どうしても保育が必要な方については保育を提供しておりましたので、特段、ご家庭のほうで困ったといったような声については聞いておりません。

○木澤委員長 質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

( 午前 11時30分 休憩 )

( 午後 1時00分 再開 )

○木澤委員長 それでは再開いたします。

では、休憩前に引き続きまして、民生費に対する質疑をお受けしたいと思います。

溝部委員。

○溝部委員 すみません、主要な施策の成果報告書、資料編の39ページの避難行動要支援者名簿の運用というところですけど、令和元年にそういった対象者の人が653人いらっしゃって、同意してくれてはる人が351人とかっていうふうにおっしゃって、まだ回答が返ってきてない方がいらっしゃる方に対して、また改めて送付しますみたいな

ことをおっしゃったと思うんですけども、その人数に変更がありますでしょうか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 避難行動要支援者名簿につきましては、例年3月1日の段階で更新作業に入っております。要介護3以上の方とか、障害の級の重たい方、高齢の方もかなり多いので、毎年その名簿が変わるという形になります。直近のですね、この8月末現在ですけれども、その対象者の中から施設入所者をまず除かないといけませんので、除いた方が656名いらっしゃいまして、そのうち同意を得たのが359名、割合としまして54.7%でございます。同意なしにつきましては165人、現在まだ返送いただいていないのが132名という形になっております。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。この同意を得られた方に対して、個別の計画を策定していくという理解でよろしいですね。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 この同意につきましては、この名簿の情報について開示することに同意しますかという同意でありまして、個別避難計画につきましては、この個別避難計画作成の同意をまた得なければならないという形になります。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 その同意は、もう得られてる方はいらっしゃるということなんですかね。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 現在のところまだいらっしゃらない、まだ個別避難計画の作成をこちらが行っておりませんので、今後申請等受付ということになりましたら、そこで初めてあげていただく、こちらからまた案内をさせていただくという形になります。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 それは大体いつ頃からスタートになるんですか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 まず、先ほど齋藤委員の答弁の中でも若干触れたんですけども、まず防災計画の中に個別計画の作成指針というものを折り込まないといけませんので、その作成指針を基本的には今年度中にそれを入れ込んで、来年度からは防災計画に基づいてその個別計画のほうを作成していきたいと、今のところ考えておりますので、その段階でという形になります。

○木澤委員長 溝部委員。

- 溝部委員 わかりました。じゃあ、51ページの上から2段目の障害者相談の支援というのが、令和元年度から利用者数も利用件数も増えていると思うんですけど、これはどういったことが原因なんですか。
- 木澤委員長 中原福祉課長。
- 中原福祉課長 障害者相談の支援、令和元年度922件に対しまして、令和2年度1,726件と大きく伸びていることへのご質問でございますけれども、この事業につきましては、西和7町で共同で3つの相談支援事業所に委託をしまして、そちらの専門スタッフにより障害者の方の相談を受け付けていただいている事業でございます。この実人数はちょっと分からないところですが、各事業者に問い合わせましたところ、利用者数が増加して月当たりの平均が70件ぐらい増えてきたと。それで年間に直しますと約800件増えたという形になっております。
- 木澤委員長 溝部委員。
- 溝部委員 その増えた原因っていうのは分からない。
- 木澤委員長 中原福祉課長。
- 中原福祉課長 原因まではわからないんですが、だいたいの実人数に直しますと大体10人から14人なので、実人数的にはそう多くないので、一度相談に来られると月に結構何回も来られることになりますので、そういった利用者が相談に行かれた、当然、斑鳩町におきましてもそういった相談事業所、必要な方に対してはご案内をさせていただくので、そういったのを活用されたのかなというふうに思います。
- 木澤委員長 溝部委員。
- 溝部委員 ありがとうございます。56ページのマタニティ子育てタクシー利用料金の助成、これ予算は減ったのかなと思うんですけども、利用がしやすいようにいろいろ変えていただいたということを前回のときに言っていただいていたと思うんですけども、利用者がちょっと増えてると思うんですけども、何か周知の方法を変えていただいたのかなと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。
- 木澤委員長 中尾子育て支援課長。
- 中尾子育て支援課長 令和2年度から、これまで利用の用途のほうを妊婦健康診査、出産、産婦健康診査、乳児健康診査といったものに限定していたんですけども、妊婦さんなり1歳までのお子さんをお持ちの方が外出される時であれば使うことができますという形で要件のほうを拡大させていただいた結果、人数のほうが増えているという状況になっております。周知につきましては、特段、PR方法を変えたというわけではな

いんですけれども、健診のときですとか、母子手帳交付のときですとか、そういったときに周知をさせていただいて利用していただいたものと思っております。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。多分、使い勝手がよりよくなって、利用しやすかったのかなと思いますので、また引き続きよろしくをお願いします。

あと、59ページの保育体制の充実ですけれども、保育園に必要があって看護師を配置したというふうに書いてあったんですけれども、これは今後そういった要望があったら配置するのか、それとも今後も配置していくのかということはどうなんでしょうか。

○木澤委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 看護師を配置しているのは、あわ保育園のほうでございまして、こちらを配置させていただきましたのは、医療的ケアといたしまして、痰の吸引というのが常時必要なお子さんの入所の申込みがありまして、医療的ケアを受けられるお子さんでも保育園を使っていただくという整備をしていかないといけないということで、町立保育園の場合は、あわ保育園で医療的ケア児の受け入れを今後もやっていこうということで、正職員で看護師のほうを配置していただいたところです。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 ということは、そういった方がいらっしゃらなくても受け入れていく体制をつくるので配置をしていくと。それが、たつた保育園では、今はそれをされていないという、予定もないという感じですかね。

○木澤委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 現在のところ人数も少ないということもありますし、今後要望とか、そういったお子さんの数が全体的に増えていくということであれば、また検討は必要かと思うんですけれども、現段階では町内でそういったケアが必要な方という割合もだいぶ少ないという状況でありますので、あわ保育園で必要な方がおられた場合にいつでも対応できる体制をとということで常時配置ということでさせていただいております。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 そういった方はすごく安心されると思いますので、ありがとうございます。またよろしくをお願いします。

○木澤委員長 横田委員。

○横田委員 資料11の41ページですね、老人福祉施設への入所ということで640万ほど上がってます。入所措置者数が3人ということになってますけど、これって1人当

たり200万強かかっているんですけど、こういった費用があるんでしょうか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 こちらの老人福祉施設の入所につきましては、養護老人ホームの入所措置費になります。この財源ということでよろしいんでしょうか。

○木澤委員長 横田委員。

○横田委員 財源と費用ですね、どんなものにかかっているのかなという。

○中原福祉課長 こちらの費用につきましては、入所ですので、この施設に入られた方の基本的には生活費に充てられております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

○奥村委員 57ページの真ん中の児童虐待対策の充実というところで、4人の補助員さんがこの児童虐待防止のためにお仕事していただいているということでございますけれども、訪問回数が年に10回ということですが、どのような、大変なご苦勞をいただいていると思うんですけども、内容としてはどういように動いていただいているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○木澤委員長 中尾子育て支援課長。

○中尾子育て支援課長 子育て支援員としましては、町のほうで常時見守りが必要な家庭というのはたくさんあるんですけども、その中でも目視による安全確認というのが必要なご家庭について、子育て支援員さんに定期的にお家のほうに訪問いただいて、目視で安全確認をします。そのときに保護者の方と会えましたら、保護者の方とお話をさせていただいて、日ごろの何かお困りごとがないかということを取り上げていただいているというような役割になっております。

○木澤委員長 奥村委員。

○奥村委員 ありがとうございます。今、このコロナ禍の中で家で閉じ籠もりがちになっておりますので、そういう意味でもご苦勞をおかけすると思いますけど、よろしく願いしたいと思います。

それと、あとひとつは、47ページですけれども、手話通訳者の設置、派遣と手話奉仕員の養成というところですけども、やっぱりこれもコロナ禍の中でサービスの利用件数も、令和元年度から見たら減っておりますし、手話通訳者の派遣利用状況も減っているわけですけども、手話奉仕員さんの養成、これも今回修了者が減っております。これもやっぱりコロナということで考えていったらよろしいでしょうか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 手話奉仕員の養成ですけれども、例年入門講座、基礎講座的な教室によって養成をしてるんですが、昨年度は入門講座がコロナの関係で中止となりましたので、教室がなくなったことにより、修了者が減ったということでございます。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そしたら私のほうからもお尋ねしたいんですけども、成果報告書の資料編の43ページ、高齢者外出支援タクシーの助成ですけど、先ほど委員からも質疑ありましたが、令和3年度の利用率35%ということですけども、前年度と比べて増えてると思うんですけども、もともと、コミュニティバスを2台走らせていたのを1台にして、その財源を基にこのタクシー事業を始めておられると思うんですけど、当初1,350万近い予算組んでいて、なかなかそこまでの執行には至っていないんですけど、効果的にどういうふうに見たらいいのかなと思ひまして、しかも難しいのはコロナ禍の下での検証になりますので、要はコミュニティバスを2台走らせていたときのほうがよかったのか、これを始めて利用が増えていってるというふうに見たらいいのか、その辺のところは担当としてはどういうふうに分かっているのでしょうか。

中原福祉課長。

○中原福祉課長 今、外出支援タクシーの利用の意義と申しますか、効果的なところなんですけど、令和元年度9,380件、令和2年度1万2,139件ということになっております。ちなみに、この令和3年度、コロナ禍が続いてる中ですけども、こういった状況かと申しますと、今私どものほうに各タクシー会社より請求をいただいているのが7月分までですので4か月の実績になるんですけど、4か月の利用状況としまして4,495件の305万6,250円の支出となっております。これを単純に4か月ですので1年ということでは3倍にしますと1万3,485件の920万程度の利用になります。

こう見ていきますと、令和元年度、2年度、3年度と確実にこの利用が伸びている状況となっております。先ほども少し触れたんですけども、現在コロナ禍でこれがこの事業の正確な利用状況ではないかもしれませんが、逆にこのコロナ禍によって非常にタクシーの、人と接しないという部分で利用されてる傾向があるのかなというふうに思っています。逆に、今までタクシーを使われなかった方、生活にあまりタクシーというものを使われなかった方が、この事業を通してやはりタクシーの便利さといいますか、いいところも分かっていただけてきているのかなというふうにも考えております。まだまだコロナ禍ですので、検証するには非常にちょっと難しい部分がございますので、このコロ



ナ禍、今後どういうふうに行くか分かりませんが、まだ検証には時間がかかるというふうに考えているところでございます。

- 木澤委員長 当初、制度をつくって、元年に。利用者かなり多いかなというふうに私自身は思ってたんですけど、スタートしてみると、なかなか思ったような利用率でないなというふうに思ってたんですけども、その後、年を追うごとに伸びていってるということで、それをどういうふうに見たらいいのかなと思ってたんですけど、なかなかタクシーの利用自体慣れていらっしゃらないというのがあったのかなというふうに思ってたんですけど、ただ先ほど齋藤委員からもあったように、利用されている方からは非常に好評をいただいているということなので、より多くの方に利用いただけるようにこのまま進めていくべきなのかなというふうに思っています。担当課におかれましては、引き続き検証していただいて、より多くの方に利用していただけるような取り組みを進めていただきたいと思います。

加藤住民生活部長。

- 加藤住民生活部長 今、タクシーの分で利用者数が増えているということでご説明させていただいて、もう一方、もともとのコミュニティバスの運行の関係につきましても、今現在、昨年度も2万2千、2万3千人弱ということですので、ある意味こちらのタクシーのほうに予算配分をさせていただいて、タクシーとこのコミュニティバスの両方の利用者数で見ますと、やっぱり1.5倍ぐらいの伸びに、高齢者の延べ人数でいいますとなっておりますので、以前よりは利用していただく方にとっては利用しやすい環境になってきているのは確かというふうに考えております。

- 木澤委員長 こちらの項目、担当部署はこっちになってますけど、公共交通の整備ということで、コミュニティバスの事業と連携した取り組みかなと思ってまして、どうしても審査の際に違う部署で違う形で質問させてもらうというふうになるんですけども、できれば関連して全体として制度がどういうふうになっていたのかなというのも、どっちかのほうでちょっとまとめていただいて、質疑あった際には答えていただけて、今、部長そういうふうにご答えていただきましたけども、やっぱり連携する事業であると思いますので、そういう形で把握していただきたいなというふうにお願いをしておきます。

それともう一点、41ページの高齢者優待券の送付ですけども、先ほどコロナで総数自体も減ってるという話がありましたけど、I C O C Aのカードの金額の件ですね、令和3年度から3,500円やったのが3千円になるということで、利用者の方から声をいただいていたんですけど、令和3年度に入って3,500円分のチャージ券をお渡し

してるというふうに聞いたんですけども。もともと千円券しかないというふうに思ってたって、千円分のチャージ券が3枚来るのかなと思ってたら3千円分のチャージ券が来た。それなら3,500円分のチャージ券も作れるんじゃないかというふうにおっしゃってはったんですけども、そこは町としてできるんですかね。 中原福祉課長。

○中原福祉課長 令和3年度よりチャージ券という方式に変えたわけですけども、その千円単位といいますのが、各コンビニといいますか、I C O C Aのシステムとしまして千円単位のチャージでしかできませんので、千円券が3枚でも3千円券1枚でも千円単位ですので、各コンビニ及びJRとかは全てチャージがシステムの的に可能ということになります。ただ、500円単位とか100円単位というのはシステム上できませんので、ということであります。

○木澤委員長 わかりました。千円単位じゃないとできないということですね。

私からは以上です。

ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 これをもって、第3款 民生費に対する質疑を終結します。

次に、第4款 衛生費について説明を求めます。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、第4款 衛生費の決算の概要についてご説明申し上げます。主要な施策の成果報告書資料編、66ページから102ページになります。

はじめに66ページの第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費でございます。

職員の人件費のほか、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の運営、生駒郡地域外来検査センターの整備などに要する費用を支出しております。令和2年度は、三室休日応急診療所における感染症対策といたしまして、発熱患者及び感染症患者用の出入り口や受付、診察室等の改修工事を行っております。また、新型コロナウイルス感染症が収束しないなか、冬にかけての季節性インフルエンザの流行に備え、生駒郡地域外来検査センターを開設いたしました。

次に、67ページから71ページの第2目 感染症予防費でございます。各種予防接種に要する費用について支出を行っております。感染症の発生とまん延及び罹患後の重症化を予防するため、各種予防接種に要する費用について支出を行っております。

高齢者インフルエンザ予防接種や子どもの四種混合予防接種などの定期予防接種をはじめ、町単独事業といたしまして、子どものおたふくかぜワクチン予防接種などの任意予防接種に係る費用の一部を助成したものでございます。令和2年度は、新型コロナウ

ウイルス感染症対策といたしまして、不織布マスクの全戸配布や各施設での感染対策として消毒液の購入等を行っております。さらに、令和3年3月から新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を迅速に実施するため、健康対策課内にワクチン対応チームを設け、ワクチン接種の実施及び運営に向けた必要な体制の整備に努めております。

次に、67ページでございます。高齢者インフルエンザ予防接種の実施では、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、高齢者を優先的な接種対象者として10月1日から早めの接種の呼びかけを実施いたしましたところ、接種者の増加につながっております。次に69ページの高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、呼吸器疾患の重症化を予防するため、肺炎球菌ワクチンの接種者につきましても増加をしております。次に70ページ、ロタウイルス予防接種の実施では、令和2年10月からロタウイルスワクチンが定期接種化され、令和2年8月以降に生まれた乳児を対象として実施をしております。

次に、71ページから78ページの第3目 母子衛生費でございます。乳幼児健診、一般不妊・不育治療費の助成、妊婦健康診査、子育て世代包括支援センターの運営などに要する費用について支出を行っております。はじめに、健康づくりの意識啓発と活動支援では、小学校6年生を対象とした、たばこの害に関するリーフレットの配布や育児支援を中心に活動している母子保健推進員の活動を支援をしております。次に、72ページの予防相談体制の充実では、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、乳児健診をはじめ、1歳6か月児や3歳児などの健診を行っております。経過観察が必要な乳幼児には保健師が関係機関と連携を図りながら支援に努めているところでございます。

次に74ページ、妊婦健康診査等の実施では、健康診査の費用を妊婦1人あたり15回分助成いたしますとともに、75ページでございますが、一般不妊・不育治療費の助成において、一般不妊治療や不育治療を望む夫婦に対し高額となる治療費用の一部助成を行い、その経済的な負担の軽減を図っております。次に、78ページの地域ぐるみの子育て支援の充実では、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進に関するワンストップ拠点となる子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行っております。新型コロナウイルス感染症対策のため、両親学級などの集団での教室を中止し、個別相談で対応したことから相談件数が増加をしております。

次に、79ページから85ページの第4目 健康増進事業費でございます。健康診査、各種がん検診、脳ドック検診の実施などに要する費用について支出を行っております。はじめに、健康づくりの意識啓発と活動支援では、新型コロナウイルス感染症対策のた

め、生活習慣病予防に係る各種教室を延期または縮小しながら実施をいたしております。次に、81ページから85ページの予防相談体制の充実では、医療保険者等が行う健診を受診できない人の健診を行うとともに、大腸がん検診や胃がん検診をはじめとする各種がん検診を実施しております。新型コロナウイルス感染症対策のため、緊急事態宣言下では検診の日程を延期または中止をするとともに、緊急事態宣言解除後は受診者の人数制限を行いながら受診環境の確保に努めております。次に、83ページでございます。肺がん検診、結核検診の実施では、令和2年度から5か年間環境省より委託を受けて、既存の肺がん検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できる石綿読影の体制整備に向けた調査を実施し、51人の参加がございました。次に、85ページでございます。高齢者健康診査の実施では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合からの受託事業といたしまして、75歳以上の高齢者を対象とした健康診査を実施しております。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により受診勧奨を控えることとなり、受診券の案内通知を通年の6月から9月に延期をいたしますとともに、受診期間を1月末から3月末まで延長し、受診機会を増やしながらの実施となりました。受診者数については1,471人となっております。

次に、第5目 狂犬病予防費でございます。狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付等を行っております。令和2年度では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年5月に実施しております狂犬病予防集合注射を10月に延期し実施をいたしております。

次に、86ページでございます。第6目 火葬場費でございます。火葬場の維持管理運営に要する費用について支出を行っております。令和2年度では、火葬炉内の台車耐火物の打替えや主燃焼炉内のセラミックコート材の吹付工事を行っております。また、来館者の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、炉前ホールに次亜塩素酸空間除菌脱臭機を設置いたしております。

次に、本ページから88ページ、第7目 環境対策費でございます。環境保全推進委員活動の支援、飼い猫不妊手術費の助成、竜田川流域生活排水対策推進会議の運営などに要する費用について支出を行っております。はじめに、環境共生まちづくりの推進のうち86ページ、環境保全推進委員活動の支援では、身近な環境問題の解決に向けて草の根的な活動を展開していただき、延べ2,073件の活動報告をいただいております。次に、87ページでございます。地域猫活動に対する支援といたしまして、飼い主のいない猫による住民トラブルをなくすため、公益財団法人どうぶつ基金が実施いたします

さくらねこ無料不妊手術事業の協働登録を行い、飼い主のいない猫を適切に管理する活動である地域猫活動に対する支援といたしまして、無料不妊手術チケットを交付し、26件の不妊手術を行っております。次に、環境保全対策では、88ページでございますが、空き地の適正管理といたしまして、斑鳩町空き地の適正管理に関する条例に基づき、延べ69件の指導助言を行い、良好な生活環境の保全に努めております。

次に、89ページから102ページの第2項 清掃費でございます。

はじめに、89ページの第1目 清掃総務費でございます。職員人件費や美化推進に要する費用について支出を行っております。令和2年度では、毎年、春に実施しておりますクリーンキャンペーンにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止をいたしております。

次に、本ページから101ページの第2目 塵芥処理費でございます。リサイクル処理やごみ処理の委託、ごみ減量化の推進、バイオマス利活用の推進、ゼロウェイストの推進などに要する費用について支出を行っております。はじめに、循環型社会の形成では、ごみのゆくえ見学ツアーをはじめとした様々な意識啓発事業について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一部中止した事業もございしますが、資源物集団回収の奨励や、生ごみ処理機等購入に対する奨励金交付事業など資源化処理の充実に努めております。また、事業系ごみ減量化の推進をはかるため、事業系可燃ごみの組成調査の実施や搬入時における展開検査を実施し、分別の促進や適正な処理に向けた取り組みを行っております。次に98ページでございます。ごみ・し尿処理のうち、99ページのごみ排出量の状況では、令和2年度の本町のごみ排出量の状況は住民1人1日あたりのごみ排出量は対前年比24g減の713gとなっております。また、ごみ資源化の状況では対前年比6.5ポイント増の56.8%となっております。次に、101ページでございます。ごみステーションの維持管理といたしまして、集積所における排出ごみのカラス等の被害を防止するため、配布基準をクリアする自治会に対し折りたたみ式簡易ボックスを配布し、自治会負担の軽減及び集積所における衛生面の向上に努めております。

次に本ページから102ページの第3目 し尿処理費でございます。職員人件費、鳩水園の維持管理運営、し尿の収集、鳩水園の耐震補強などに要する費用について支出を行っております。はじめに、102ページの鳩水園の周辺対策では、周辺自治会における公民館新築工事にかかります整備費について補償費として支出を行っております。また鳩水園の耐震補強では、鳩水園管理棟の煙突及び処理棟において耐震性能が不足していたことから、煙突の解体撤去及び処理棟内の耐震補強工事を実施をいたしております。

以上、第4款 衛生費の決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願いを申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第4款 衛生費について質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

○齋藤委員 70ページの上から2段目に、先ほども説明ありましたが、ロタウイルス予防接種の実施、その次の乳幼児B型肝炎予防接種の実施、それから水痘予防接種の実施には「任意接種」がついていますけれども、これは定期接種と任意接種のその違いといえますか、それはどのようなことか教えてもらえませんか。

○木澤委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 予防接種のほうには、定期接種と任意接種という2種類がございます。予防接種法に基づいて実施するものが定期接種となっております。定期接種以外のものは任意の予防接種ということになっております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、定期接種というのは、例えば何歳から何歳まで。それから任意接種というのは、この枠を超えた人が任意接種となるわけなんでしょうか。

○木澤委員長 暫時休憩します。

( 午後1時36分 休憩 )

( 午後1時38分 再開 )

○木澤委員長 再開いたします。 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。続きまして、88ページの下から二つ目の空き地の適正管理ですけれども、自治会の中でいつも空き地にごみが捨てられているとか、草が生えているとか木が茂って困ると言われるんですけれども、延べ指導件数が91件から69件に減っているということは空き地の指導する件数が少なくなって、皆さん、きちっと守ってくれているから、少なくなったというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 空き地の適正管理における台帳登録につきましては、前年度と比べ3件増えておる状況でございますけれども、指導助言件数は減少しておるということでございます。その要因といたしましては、条例制定前については、町からの申し入れという形で指導、お話をさせていただいておりましたが、条例制定後は条例に基づきます指導等々を行ってきております。その条例制定の効果によるものもあるのではないかと考えております。また、通常は現場を確認いたしまして、初夏と初秋の2回適正管理に

対する通知を所有者、管理者に通知をしておりますけれども、令和2年度におきましては、それぞれの通知において対応いただいております。ただ令和元年度については2回の通知以外に3回目の通知また指導をさせていただいたということから、その指導助言件数が延べ件数になっておりますので、令和元年度はちょっと増えておるとい状況です。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、令和元年度は3回やったところもある。それから令和2年度は2回なので、これだけの件数が減っているということは、結論的にはあまり状況は変わっていないというふうなことでしょうか。それともここを見ますと、指導の内訳のところを見ますと、令和元年度は90、令和2年度は69ということで、指導助言それから勧告も1件がゼロになっておりますけれども、これだけ見ると、改善したように見えるんですけれども、実態は違うということなんですか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 令和元年度で3回目の通知を行った件数が13件ございます。それから考えますと、77件が2回の通知で件数やっておりますので、指導助言件数は令和元年度に比べまして、所有者のほうで適正に管理いただいておりますというふう考えております。で、令和元年度は勧告件数が1件で、令和2年度がございませんことから、所有者の適正管理という面ではそういう意識が高まってきておるものではないかというふう考えております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは少しずつよくなってきているという理解と、もうひとつ教えてもらいたいのは、台帳に登録されている空き地については年2回文書か電話か何かで発信して、きちっとやってくださいねということをお願いするんですけれども、具体的に何月頃にどんな案内を出して、何月くらいに状況を確認して、何月くらいにどのような結論を出すのか、その辺のところをもうちょっと詳しく教えてもらえないでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 例年、だいたい6月上旬から中旬にかけて登録されております所有地のほうですね、職員のほうで確認をさせていただきます。その後、適正に管理されておらないと判断した空き地につきましては、6月下旬から7月上旬にかけて、第1回目の通知を行わせていただくと。それで約1か月間、だいたい猶予というんですかね、見させていただいて、8月上旬頃からその実施状況を再度確認させていただいて、もしその土地において対応されていない場合は、何らかのまた指導等の文書を送らせて

いただく形になります。第2回目がまた初秋頃、だいたい8月末から9月上旬にかけて、一応全登録場所を再度確認いたしまして、1回目は適正に管理されておったとしても、2回目、夏に伸びた、後にまた伸び切っておる状態がありましたら、指導を行わせていただくという形で、それもだいたいひと月ほど猶予を見まして、9月の下旬ぐらいに全地域を再度確認いたしまして対応いただいていない場合は再度指導等行っておるという状況でございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、春1回に1つのサイクル、それから秋にもう一回サイクル、2サイクルやって、それで管理していただいていると。その中でもって持ち主がきちっと整理するなりなんなりしてやってもらうというか、そういう理解でよろしいでしょうか。わかりました。では、引き続きよろしくお願いします。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 次に89ページの一番上の美化推進啓発の充実で、啓発件数が128から69。これは週2回から週1回に変更されたと思うんですけども、美化といいますと、具体的に道路にはたばこが落ちているわ、あちこちにごみが落ちているわというふうな形ですけども、具体的にこの美化啓発というのは何をどうされているのか、教えてもらえないでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この美化啓発と申しますのは、衛生処理場のほうで職員が環境パトロールということで町内のほう、パトロールカーに乗りまして、町内を巡視しておるとい、そういった活動でございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、車に乗って町内を回って車から見るといったら、大きな物しか見えないから、不法投棄あるかないかとか、それから環境に関することですから、木が倒れていないかとか、そういうような物を見ながら回っていると。それを週1回実施しているというふうな形でしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 車の中から見ただけではなくて、今までのそういった重点地域については、職員が降りましてその辺の状況を再確認いたしたりして、ポイ捨て、それから不法投棄、そういったものについて撤去活動等をしております。

○木澤委員長 齋藤委員。



○齋藤委員 わかりました。地域の美化、やっぱり環境をきれいにするために、引き続きお願いしたいと思います。そのページの一番下に、資源物集団回収の奨励とありまして、ここに令和元年度が910トン、令和2年度が738.5トンということで、資源物回収が減っているというのは、今、コロナで外で食べなくて、家で食べるような形になって、資源化ごみというのは増えるような気がするんですけども、減った原因というのは、考えられるのはどんなものでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この資源物集団回収の対象品目といたしますのは、新聞、雑誌、段ボール、それから牛乳パック、それから古布・古着等になります。現在、様々な情報につきましては、インターネット、そういったものでリアルタイムに確認、入手することが可能であり、新聞の購読、また書籍等の購入の減少がそのままこの回収に反映されているのではないかとこのように考えております。また、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の関係で、古布・古着の回収が一時中止をされたということで、それが回収量として表れているものでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。ということは、資源物は住民は出すけども、出す量が減ったから、結果的には集団回収に出すごみの量が減ったというふうな理解でよろしいわけですね。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 もちろん、新聞、雑誌等の購読が減りましたら、出す分が減ると。また、古布・古着はコロナの関係で受け入れをしなかったと。集団回収に出さずに、家のほうでその集団回収の対象品目等がという、対象に再度回収されたときまでご家庭で保管をいただきたいということでお願いしたので、その減ったというか、一概にそういう状況ではないということでご理解をいただきたいと思います。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。次に91ページの一番下の空き缶の分別回収ですけれども、私、前もお話ししたつもりなんですけれども、一番下にエコ商品の交付ということで545件、商品代として24万8千円記されておりますけれども、今は地域で缶を出しておりますので、もうそれが定着しておりますので、これは必要ないんじゃないかなというふうに思うんです。この前、監査委員の意見でも、財政運営で歳出を最小限に抑えて、効果を最大限に出すと。それで絶えず見直しをして、検討することに努めな

ければならないと、そういう話がありました。ですから、一部の人しか利用していないものについては、やっぱり要らないというか、あればいいんでしょうけれども、削ってもいいものはもう削ってしまって、また新しいものに再度その資金を利用する方向に持っていったっていいんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この空き缶の分別回収事業につきましては、子どもから高齢者の方々まで、また個人だけではなく、ご家族でポイントを貯めて楽しんでいただいております。この事業によりまして、分別それから資源化への意識づけや啓発の重要なツールであるというふうに考えております。今、委員さんも言われるように、その費用対効果等々でございますけれども、現在、各施設に設置しております回収機につきましては、平成20年度、平成21年度にそれぞれ購入をした物でございます。今現在13年近く経っておりますことから、今後、修繕また更新も必要になってくるかということでございますので、そういった修繕更新等々必要になった時期になりましたら、また継続も含めて、費用対効果等も考える中で検討してまいりたいと考えております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 よろしくお願ひします。それから、97ページ下に可燃ごみ質検査実施状況ということで、事業系のごみが生ごみ、可燃ごみなどに可燃以外のごみが令和2年度が24.4%、令和元年度が16.2%ということで、可燃以外のごみが増えている。これは厳密に検査したからこうなったのか、もしくは事業系のごみが可燃ごみ以外の物も含めて出すように、悪い方向に向かっているのか。どのようにお考えでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この可燃ごみ質検査につきましては、令和2年度におきまして、コロナ禍の状況から事業所の活動も例年と違っており、特に飲食関係のほうからそういった厨芥類、生ごみの割合も減った状況であります。その生ごみが前年度と比べまして、約半分程度割合が減っております。排出量自体は事業所・事業系のほうに減っておりますけれども、これは割合でございますので、その生ごみの量が割合が減った分、可燃性以外のごみ、不燃物等となりますけれども、その割合が増えたということで、不燃性のごみが特に増えたという状況ではないということでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、状況は変わってないということで、これからもやっぱり4分の1ほどの分別ができていないということは、もうちょっとしっかりとその事業者のほ

うに指導なり、注意するなり、お願いなりをしていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 そういったもの含めまして、職員で持ち込みの際、展開検査また事業所等への指導もさせていただいております。もちろん生ごみの分別回収また紙類の分別回収が進みますと、可燃性以外のごみの率としては増えてまいりますけれども、ごみの量自体は減ってくるような指導を現在進めておるところでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 よろしくお願ひします。それから99ページ1行目のごみの排出量状況ですけれども、令和2年度は713グラム、1日ということで、先ほど部長からお話しになりましたように、減りましたということですが、これは今コロナ禍で外食が減って、それから家で食べるのが多くなってきたら、やっぱりごみの排出量が多くなるような気がするんですけれども、それが減ってきているということは、やっぱり住民の、残さないで食べるとか、そういう意識が変わってきているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 そのような意識もあろうかと思ひます。ただ、大きな要因といたしましては、事業系の排出量が減ったということが大きな要因でございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。住民1人当たりというのは、家庭系のごみだけではなく、事業系のごみも全部ひっくるめた、それで人口で割ったというふうなことでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 1人当たりの排出量につきましては、家庭系の廃棄物、家庭系資源物、事業系廃棄物、事業系資源物の総排出量を住民の人数で割った値でございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 本編の37ページのまん中に埋立量とありますけれども、令和元年度が684トン、令和2年度が303トンということで、埋立ての量が半減しているんですけれども、これはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この埋立量の減少ですけれども、この埋立ての主な内容につきましては、町内のほうで収集等をいたしました不燃ごみの中で、どうしても再資源化できな

いものについて、処理委託業者のほうで埋立処理を行っております。令和2年度につきましてはゼロウェイストの考えから、不燃ごみ及びその他プラスチック類の処理業者のグループ業者のほうで、その他プラスチック類及び不燃ごみに含まれる硬化プラスチック等ですね、そういったものを製品の再資源化が可能であるということであり、処理単価のほうは上がったんですけれども、その処理方法を変えましたことから、埋立てせずに資源化に回せたということで埋立量が減ったという状況でございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ということは、自治会で出します不燃ごみを分別して、分別した物を再利用できる物は埋立てしないで使ったということで。ということは、これから見ますと、不燃物で出した量の、去年、一昨年もやっておったでしょうけれども、量の半分ぐらいが埋立てしないで済んだというふうなことでしょうか。684から330って半分になっていますので、不燃物の半分は再利用できた。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 昨年度につきましては、不燃物回収量が約590トンで、そのうちリサイクルいたしましたのが約62トン、残渣、埋立てでございますが約528トンございました。資源化率で一応10.6%の資源化率となっております。ただ、令和2年度につきましては、回収量は約689トンに対しまして、リサイクル量が約381トンで、残渣、埋立てでございますが約302トンで、資源化率が55.29%ということで、約45%資源化率が上がっておる状況でございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 すみません。資源化率が上がったその具体的なものっていうのは、今まで不燃物で出しておって、資源化できた物の主な物ってどんなものなんですか。

○木澤委員長 暫時休憩します。

( 午後2時02分 休憩 )

( 午後2時05分 再開 )

○木澤委員長 再開いたします。 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ありがとうございます。もうひとつお願いします。

本編の38ページの真ん中のところに放流水の汚濁度ということで、BOD、これ令和2年度、急に上がっていますけれども、13.1というのは基準以内で問題はないと思いますけれども、これ急に上がったというのは何か理由がありますでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

- 東浦環境対策課長　こちらにつきましては、鳩水園における運転管理におきまして、管理業者で浄水の使用料の削減のため、放流水の希釈水の水を調整していたりという案件があったかと思えます。その関係で県の排出基準条例の水質基準はクリアされておるんですけれども、全体的に昨年度より希釈水の関係でBODが上がったという状況です。
- 木澤委員長　齋藤委員。
- 齋藤委員　じゃあ、これは上げたままでこのまま状態を続けるのか。もしくは令和元年度ぐらいの水準まで戻して希釈水で薄めるのか、どちらでしょうか。
- 木澤委員長　東浦環境対策課長。
- 東浦環境対策課長　このBODにつきましては、県の排水基準条例はクリアしているんですけれども、鳩水園の管理委託業務の仕様書に明記しております放流水保証値という数値がございまして、その数値をこれでは平均的にクリアできていないという状況から、昨年下半期から適正管理に向け業者に指導しておるところでございします。
- 木澤委員長　齋藤委員。
- 齋藤委員　ありがとうございました。
- 木澤委員長　ほかにございせんか。　溝部委員。
- 溝部委員　主要な施策の成果報告書の資料編70ページですけれども、一番上の子宮頸がんワクチンの予防接種の実施というところで、それ公費が適用される対象年齢というのは、中1から高1でしたかね。
- 木澤委員長　北住民生活部次長。
- 北住民生活部次長　子宮頸がんワクチンの公費の対象年齢は、中学1年生から高校1年生となっております。
- 木澤委員長　溝部委員。
- 溝部委員　ありがとうございます。その高校1年生女子を対象に個人通知しているということですが、中学生には通知はされなかったということですかね。
- 木澤委員長　北住民生活部次長。
- 北住民生活部次長　令和2年度につきましては、高校1年生を対象に個人通知させていただきましたのは、去年の10月に国からこのワクチンの積極的な勧奨をまだしていないけれども、このワクチン効果ですとか、副反応についてきちんと理解した上で定期接種で受けられるというふうな周知をしてくださいという通知が来ましたので、令和2年度につきましては、高校1年生が最終の年齢になりますので令和2年度については高校1年生にだけ通知させていただきまして、令和3年度につきましては中学1年生から高

校1年生までに、今年は4月に通知のほうをさせていただいております。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。このワクチンは大体3回ぐらい打てばいいのかなと思うんですけども、そのタイミング的にコロナのワクチンと時期が重なってしまったりとかしたときに、時期が近くても打てるものですかね。

○木澤委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 コロナの予防接種を受けられて、あと2週間ほどすると、ほかの予防接種も受けていただけますので、接種間隔等をみながら受けていただければ、コロナの予防接種を受けられてもこの予防接種が受けられないということではございませんので、少し接種間隔とかそれぞれの予防接種を見ながら、受けていただく必要はあるかと思えます。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 わかりました。その中で例えば、いろいろ事情とかコロナとかであって、3回打つ3回目が高校2年生とかになってしまったタイミングとかになっても、それは公費の対象になるんですか。

○木澤委員長 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 公費はやはり高校1年生ですので、1年生までの方が公費の対象になってまいりますので、2年生になってしまいますと公費対象外の年齢になってまいります。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 できれば、3回からあかんとなって、3回打たな効果がないとなったときに、タイミング的に高2になってしまって、それが無料じゃなくなってしまうりとかしたら、ちょっとあれなので、できたらその辺を考えていただきたいなというふうに思っているんですけども、その辺のお考えはいかがでしょう。

○木澤委員長 暫時休憩します。

( 午後2時11分 休憩 )

( 午後2時20分 再開 )

○木澤委員長 再開いたします。

そしたら、ちょっと状況を答弁もう一回してもらいます。 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 この子宮頸がんワクチンにつきましては、まだちょっと国のほうからもきちんとワクチンの安全性というところが保たれている状態でない中での予防接種

の、この定期接種の周知を図るといふことの内容ですので、やはりそのワクチンの安全性とかというふうなもの、ちょっと少し厚労省からの情報もまたこちらのほうも見ながら、啓発のほうはきちんとさせていただきたいと思っております。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 ありがとうございます。よくわかりました。私もそのワクチンを受けたほうがいいとかは全然思っているわけではないんですけども、情報をきちんと対象者が取っていただいて、ご自身で判断していただくというのはなかなか難しいと思うんですけども、それで判断できなかつたら、後は検診を受けていただくという形になると思っておりますので、そちらのほうはまた啓発をよろしく申し上げます。

続きまして、99ページ真ん中の可燃物で、1トン当たりの処理費4万9,727円というのがあるんですけども、これはどういったものが中に含まれているんですかね。委託料とか、そういう全て込みの金額ですかね。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 1トン当たりの処理費ということで、どういうものが含まれるのかというご質問ですけども、一応全体、令和2年度にかかりました、可燃物の処理に係る費用から収集量で単純に割った数値となっております。その中に、人件費とかも含まれておるといふことになります。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 人件費とかもというのは、ほかにも何か含まれているんですか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 人件費とか、あと収集運搬費、それから処理費、そういったものが含まれておるといふことでございます。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 斑鳩町で実際処理していたときとかというのって、大体どれぐらいかかっていたかとかいうのってわかりますか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 申し訳ございません。今その資料を持ち合わせておりませんので、追ってまたご報告させていただきます。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 ちなみに、それが今、広域化に向けて勉強会に参加してはると思うんですけども、奈良市から示されているのは、これはどれぐらいの金額になるんですかね。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 奈良市から示されている金額でございますけれども、トン当たりいくらというのでは出ておりませんで、建設費、するとしたらこれぐらい、年間の運営費で年間いくらという形で示されております。ただ、その示されている内容につきましても、ただ単にその建物、焼却場を建てるのみから算出された分でございますので、本来のその他もろもろの費用も本来かかるものであろうという考えで、そういったあたりの金額がまだ不明な状況でございます。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 その令和2年度に三重県のほうから何か要望みたいなのはなかったのでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 要望と申しますか、伊賀市のほうは、取りあえずそのごみを搬入されるのは緊急的な措置、そういった焼却施設の修繕等ということで、それは常々前からおっしゃっておりますので、できるだけ早期にそういった自区内処理に向けて進めていただきたいというようなことでございます。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 いつまでとかということは明確に何か言われているとかいうことでもないという。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 いついつまでという制約は今いただいておりません。

○木澤委員長 溝部委員。

○溝部委員 ちょっとここで聞くのが合っているかわからないんですけども、今、勉強会から大和郡山市が抜けられたということで、斑鳩町も多分、どのようなお考えを持たれているかというのはあると思うんですけども、そのあたりは委員会で聞いたほうがいいですかね。

○木澤委員長 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 大和郡山市が離脱されたということで、この後につきましては、今お聞きしている内容として、また奈良市のほうからまた考え方なりが告示されるといいうことをお聞きしておりますので、まずはそういった考え方をお伺いしてから、どういった対応をするかというのを考えていくことになると思います。

○木澤委員長 ここで、14時45分まで休憩します。



( 午後 2 時 3 2 分 休憩 )

( 午後 2 時 4 5 分 再開 )

○木澤委員長 再開いたします。

引き続きまして、衛生費に対する質疑をお受けしたいと思います。 坂口委員。

○坂口委員 94 ページの小型家電のリサイクルの状況ですけれども、この小型家電のリサイクルというのは、東京オリンピックのメダルをつくるということで始まった事業ではないかと思うんですけれども、東京オリンピックが終わった状況の中でこの事業というのは継続されるのでしょうか。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 小型家電のリサイクル事業でございますけれども、委員さんおっしゃいますように、そういったレアメタル等々をリサイクルさせていただいて、東京オリンピックのメダルにするということで、もうひとつの取り組みでもございますけれども、平成 25 年 4 月に施行されました小型家電リサイクル法に基づいて、これのリサイクルをしておるのがまず発端でございますので、継続して実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○木澤委員長 ほかにございませんか。 小城委員。

○小城委員 資料 11 の資料編の 92 ページのごみ分別アプリの利用状況ですかね。そこで今、前回とか委員会とかで言わせてもらって、広報に QR コードを載せてもらったりしての成果かなと思うんですけれども、この辺の増えた要因、ダウンロード数が増えた要因、アクセス数が増えた要因というのが分かれば教えていただきたいです。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 ごみ分別アプリの利用状況ということで、ダウンロード数及びアクセス数ともに増加しておるということで、その要因としましては、分別アプリの広報またホームページ等での周知、また再度窓口でも周知の徹底をさせていただいた。あと今までごみの分別収集日とか、分別種類の検索、当課のそういったいろんな情報も、このアプリを活用して随時発信をさせていただいておる、そういったことも増加の要因につながっているのではないかとこのように考えております。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 ありがとうございます。そうですね、やっぱりあるものをしっかり活用していくということが大事だと思いますので、引き続きやっていただいて、目標、数字でいうと令和 2 年は 3, 300 で 2, 946 件まで、ある程度近づいていると思いますので、

今後も引き続きよろしくお願ひいたします。

それと、資料10の本編の生ごみ分別収集モデル世帯数についてお伺ひしたいんですけども、これが令和2年の目標額。すみません、36ページの下段ですね。生ごみ分別収集のモデル世帯数の累計で、実施計画でいうと、令和2年が8,500件になっていて、6,930件というところで、今その進捗状況といいますか、伸び悩んでいる状況というのが分かれば教えてください。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 この生ごみ分別収集のモデル事業でございますけれども、今現在、実施自治会は98自治会で6,930世帯の実施状況でございます。目標数に満たないということで、その伸び悩みでございますけれども、実施自治会のほうにいろいろ、令和2年度についてはちょっとコロナの関係でそういった説明会が開催できなかったんですけども、いろいろ情報、令和元年度等で確認いたしますと、生ごみに対するそういった臭いが出るとかいう、そういった問題もございまして、置場の問題が非常に大きいと伺っております。そういったものをどういう形でクリアしていけるのかということ、当課のほうでもいろいろ検討はしておるんですけども、やはり自治会にまずは理解をいただくため、引き続き説明会を行いまして、全町実施にむけまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 ありがとうございます。コロナで説明会に行けないとか、なかなか難しいところはあると思います。今すでにやっておられる自治会等あって、そこで出てきているその置場の問題だったり、そこを工夫してやっているところというのはあると思うんですけども、そういった説明を、まだ行われていないところにしっかりとこれからも説明していただいて、進めていただけたらと思います。

それともう1点。資料戻ります。資料11の101ページの鳩水園のところですけども、先ほど齋藤委員からも質問があったBODが増えていて、それは戻していくというのは委員会でも聞いているんですけども、去年でしたか、これで汚泥を薬剤を投入してきれいにしたというところで、そうすると、水を使う量が減るみたいな話だったと思うんですけども、結局これはどうなったというか、水を使う量が減ったんですか。減った結果、BODが増えたということではないんですかね。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 最終的なBOD、現状を維持するためにはやはり希釈水が必要であ

ったというふうに今現在は考えておりまして、その水道水の適量、適正使用について管理業者にも指導を行っておる状況でございます。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 今回の決算にのっているのか分からないんですけども、その薬剤に投じたもの、処理するのに使ったお金というのは、特段意味がなかったという認識でいいんですかね。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 薬剤等といいますのは、その内容物によって若干変動もあろうかということを考えております。使用状況については、それほど例年どおり変更はない状況でございます。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 だから薬剤を使って、結局水を使う使用量というのが、結局変わらなくて、使用量を減らすとBODが上がってしまう。だから、希釈水、使う水の量は今までどおり。その浄化槽といいますか、その鳩水園の汚泥を処理することによって、その水を使う量っていうのは減らない。浄化槽がきれいになると。

○木澤委員長 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 もちろんその汚泥がたまりますと、濃度が高くなりますので、やはりそれを放流するとなると、薬品また水道の使用量も希釈水の量もいるかと考えます。

○木澤委員長 暫時休憩します。

( 午後 2 時 5 4 分 休憩 )

( 午後 3 時 0 0 分 再開 )

○木澤委員長 再開いたします。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 鳩水園の処理水の関係でございますけれども、この関係につきましては、昨年10月にBODの基準が守られていないということはこちらのほうで確認できましたので、その時点で文書指導のほうをさせていただいております。その後におきましても、引き続き、今現在も継続して保証値が守られているかというのは確認をさせていただいております。今、基準値内で運用していただいているという状況でございます。あと水道の使用量につきましては、これ以前の2年前の基準値で守られていた頃の水道の使用量とほぼ今同じような状況でございますけれども、まだ改善されてからまだ半年ちょっと経っているところでございますので、引き続き、どういう状態になっていくかというのはまだ見守っていくということで考えております。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 そうですね、これ基準値以下だからとか、元々これに合わせて、元々あったBODに合わせていくということなんで、必要なところの水道、希釈水とか、水道使用量というのは、しっかりやっていただいて、その住民さんに迷惑がかからないようにというのは、引き続きやっていただければと思います。

○木澤委員長 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 すみません。BODの関係、今、ご説明させていただきましたけれども、今現在、非常に低い数値で今値が推移しているということでございます。その中で今の基準値内でどういった形で水道の量を効率的に、ある意味使用量を減らせるかというのも含めて、今現在行っておりますので、全体的な使用量、最終的にはもう少し運転状況を見ながら、判断していくということになると思います。あともう1点、これも委員会の中でもやり取りあった部分で補足して申しあげますと、今現在、今年度、下水道事業のほうで、今、鳩水園のほうで延伸の工事をさせていただいております。奈良県に関しましても、その鳩水園の下水道の接続というものを継続して今協議をさせていただいておりますので、その協議が整いましたら、改めてそちらに接続という形にもなっていくしますので、その場合は、改めてそういった接続についての、どういった効率的にまた接続していくかという、また違う面の関係も出てまいりますけれども、そういったところにまた変化がございましたら、改めて報告させていただきたいと思います。

○木澤委員長 小城委員。

○小城委員 ありがとうございます。住民さんに迷惑かからない。臭い等というのが出ない。基準値以下だったら出ないと思うんですけども、そういったことのないように、住民さんからクレームが来ないように、しっかりと対応お願いいたします。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○木澤委員長 そしたら、私のほうからもお尋ねしたいんですけども、資料編の67ページ、高齢者インフルエンザワクチン予防接種の実施ですけれども、昨年度はコロナとインフルエンザとがダブルで流行するんじゃないかということで、非常に高齢者の方の、特に接種希望、高齢者以外も接種希望が増えていたと思うんですけども、それについては、予算を超えて対応していただいている状況かなと思うんですけども、当初見込んでいたのと実際に受けはったのとでは、どういう状況なんですかね。

北住民生活部次長。

- 北住民生活部次長 昨年度、国のほうからも9月にインフルエンザの同時流行に備えてということで、高齢者を優先的な接種対象ということで、呼びかけがありましたので、やはり高齢者の方に対しましては、このワクチン接種がまだ進んでいない状況の中でしたので、やはりこの関心が高まりまして、元年度の接種率が62.3%ですので、予算的には60%台の予算から結果的には72.5%というふうな接種率になっております。
- 木澤委員長 予算超えても対応していただいている状況やと思うんですけど、そのワクチンの数が足らへんのちゃうかというふうに思われていたんですけど、それについては、どうやったんですかね。 北住民生活部次長。
- 北住民生活部次長 やはりインフルエンザの予防接種のこのワクチン数というのが、一時やはりこの優先接種に先に回すというふうなことの中で、県のほうでもかなり供給量というのは調整されているような状況でございました。ただ、やはり令和2年度に関しましても、供給量よりは全国的に見ても使用量は下回っておりますので、供給量的には前年に関しましても賄えてたというふうな状況です。
- 木澤委員長 その後、心配しているほどインフルエンザについては、流行らなかったけれども、ほとんどコロナ対策をしていたおかげもあってかと思うんですけど、はやらなくて、また次のシーズンに向けて、そのワクチンの確保も含めて、国のほうからどういう通達等が来ているのか、で、どういう対応をしていこうと思っはるのか、その辺はどうなんでしょうか。 北住民生活部次長。
- 北住民生活部次長 昨年、ちょうど9月の11日にそういった積極的な勧奨の呼びかけの通達が来たんですけども、今のところ、厚労省のほうからはそういった文書のほうは届いておりません。ただ、ワクチンの、やはり今ご心配されておられます供給量という部分で、やはり去年がだいたい最大の使用量となっていて、こっちの供給量というのが、この新型コロナのワクチンの生産で、やはり世界的に製造の資材のほうが入手しにくくなっているということで、インフルエンザのワクチンの供給ペースが少し遅れる見通しやというふうなことはちょっと厚労省のほうから言われております。10月が一定の提供量は限られるけれども、12月の中旬ぐらいまでには供給ができていくというふうなことは聞いております。
- 木澤委員長 国のその動向も注視して対応していただきたいんですけど、今、そのコロナのワクチンを打ったからというて、ちょっと警戒心がやっぱり弱くなってきているという点と、あと今コロナのほうも蔓延してきている状況の下で、これまた流行ってしまうと大変なことになると思いますので、町として独自でワクチン増やせるか

という、そうじゃないんですけれども、やはり冬に向けて、しっかり対策だけはして  
いていただきたいなというふうに思いますので、お願いをしておきます。

それと、母子衛生費になろうかと思うんですけれども、一般質問で小城委員も質問して  
はったんですけれども、母子手帳の関係ですね。アプリ云々ということで質問してはり  
ましたけれど、今、母子手帳ということで発行されていますと、町内の保護者の方から、  
親子手帳ということで、やっぱり母子、父子手帳も作っていただいていますけれども、  
それぞれ別々であるよりも、やっぱり親子で協力して子育てをしていくという意味で、  
名称を変更していただけないかという要望をいただいているんですけれども、そこは町  
としてはどういうふうに考えているんですかね。 北住民生活部次長。

○北住民生活部次長 今、委員長がおっしゃったように、国のほうもそういった名称を、  
母子手帳というふうな名称も、やはり検討していく必要があるのではないかと  
いうふうなことも、課題として上がっているというふうに聞いています。今回の小城委員の質問  
の答弁をさせていただいた中で、令和4年度から国のほうも母子手帳のあり方ですとか、  
健診のことに関しての検討会を立ち上げて、検討していくというふうなことが言われて  
おりますので、そのあたりも含めて、国の動向とかもまた見ながら、町としても考えて  
いきたいと思えます。

○木澤委員長 内容については、当然国のほうとも調整等は必要でしょうけれども、名称  
につきましては、町のほうでも判断できるのかなと思いますので、町内の保護者からそ  
ういう声があるということも含んでいただいて、また今後検討いただきたいと思えます。

それと、補償の関係も聞いておきたいんですけれども、毎年決算があるときに確認さ  
せていただいているんですけれども、資料編の86ページ、火葬場の周辺対策料ですね。  
2年度もこれ400万円ですかね、計上されてますけれども、その内訳と、その地元と  
の協議の状況を確認させていただきますでしょうか。 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 令和2年度におきまして、火葬場の周辺対策としまして、こちらに  
ついては、毛無池地区の農道整備事業ということで400万円の支出をして、周辺対策  
費として支出を行ったものでございます。地元との協議状況でございますが、なかなか  
周辺対策を終えるための積極的な話が非常に難しいところではございますが、提出等々  
されます要望事項の内容などを見る中で、地元とのその補償につきまして話を進めてお  
るというところがございます。

○木澤委員長 元々の約束が期限のないような形での補償になってしまっていて、これま  
でも言っているように、一方的に町のほうから打ち切るというようなことは難しいとは

思うんですけれども、今、他のいわゆる迷惑施設と呼ばれる施設につきまして、だんだんと補償についても残りが見えてきているというような形で話が地元の方とできてきている状況の中で、やはり火葬場につきましても、そういう形で町の財政的な問題もありますので、何とかやはり項目を絞って、できれば期限などを設けるような形で話が進めていけないかなというふうに思いますので、特に中西町長、地元でありますので、なるべく話をしやすい状況もあると思いますので、ぜひ、町長の力もお借りというか、頑張ってくださいの中で、話を進めていただきたいと思いますのでお願いをしておきます。

中西町長。

○中西町長 この補償の問題でございます。私のほうが地元ということで、ある程度地元のほうでも、この関係の話をさせていただいております。ただ、今一部まだ各地域にその補償の関係の事業が残っております。この中でですね、まだ神南地区また高安地区が残っておる中で、その中で向こうで事業をやっている中で、ちょっとこちらのほうだけ補償を切っていくというようなのは、なかなかしにくい状況でございます。その中で、高安のほうもある程度、3年か4年ぐらいでだいたい格好がついてくるのかなと思います。また、神南のほうもですね、一部路線を残して、残っておりますけれども、それをやれば補償も終わるといような覚書もかわしております。その中で、ある程度そこで整理がつき次第、また東里等にその辺の話をしてやっていきたいと思っております。ただ今言っていますように、ほかで事業をやっている中で、先に補償を切りたいという話はしにくいという状況でございますので、その辺はある程度理解していただけるようにこれからも話はしていきたいと思っております。

○木澤委員長 説得力のあるほうが話もしやすいと思いますので、周りの状況も見つ中で、積極的にお願いしておきます。

もう1点、93ページのところの紙おむつ類ですけれど、以前からリサイクルについて、だんだんとリサイクル業者なんかの技術も進んできているという報告はいただいていたと思うんですけれど、その後の状況、実際に具体的にリサイクルができていくのか、その辺のところの状況はいかがでしょうか。 東浦環境対策課長。

○東浦環境対策課長 紙おむつのリサイクルに向けた取り組みの状況でございますけれども、現在、各自治体で行われておりますリサイクル状況などもいろいろ情報をいただく中、現在、環境省のほうから、紙おむつのリサイクルについて具体的な検討を開始をしたいという市区町村に対しまして、紙おむつリサイクルの取り組むにあたっての情報提供や、またコンサルティングを希望する自治体の募集が先日ございまして、それに対し

まして、当町のほうも手を挙げさせていただいたところ、先日、その環境省のリサイクルの情報提供であるコンサルティングの、その事業に対して、当町のほうが採用されたという連絡がございました。これにつきましては、今後の進め方や内容につきましては、次いで詳細につきましては、これからの打合せということで、どういった内容で進められていくのかというようなのはまだ未定ではございますけれども、紙おむつリサイクルに向けました一歩、当町として前進したものではないかというふうに考えております。

○木澤委員長 わかりました。以前から斑鳩町、分別リサイクルについては、資源化についてはかなり力を入れてやってきていただいている、当初から「後はもう紙おむつだけなんや」ということで、おっしゃっていただいていたと思うんですけども、これが進めば、かなり資源化も進むと思いますので、非常に期待をしておりますので、ぜひ積極的に今後も取り組みをよろしく願いしておきます。

ほかにございませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 これをもって、第4款 衛生費に対する質疑を終結します。

次に、第6款 商工費について、説明を求めます。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 第6款 商工費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要について説明をさせていただきます。主要な施策の成果報告書資料編でございます、109ページをお開きいただけますでしょうか。第1項 商工費 第1目 商工総務費でございます。はじめに、社会参加の促進支援では、高齢者の豊かな知識や経験、技能を活かした就業機会の提供、生きがいと健康づくりへの支援として斑鳩町シルバー人材センターに対しましての助成等を行っております。以上、第6款 商工費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく審査賜りますようお願いを申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 これをもって、第6款 商工費に対する質疑を終結します。

暫時休憩します。

( 午後3時18分 休憩 )

( 午後3時21分 再開 )

○木澤委員長 再開します。



次に、認定第4号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、認定第4号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

認定第4号

令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和3年9月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

はじめに、令和2年度歳入歳出決算書の22ページをお開きいただけますでしょうか。

令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が27億5,514万3,552円、歳出総額が28億8,627万3,172円、歳入歳出差引額は1億3,112万9,620円の歳入不足となっております。このため、令和3年度会計において、繰上充用の予算補正の措置を行い、決算を終えております。それでは、決算の状況につきまして、歳出の部から各款ごとに説明をさせていただきます。

主要な施策の成果報告書資料編171ページをお開きいただけますでしょうか。

171ページから176ページの第1款 総務費でございます。

はじめに、171ページ、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございます。

国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び事務の執行に要する費用を支出いたしております。令和2年度末現在の国民健康保険の加入世帯は3,560世帯、総世帯に占める割合は29.7%となっております。被保険者数は5,651人、総人口に占める割合は20.0%となっております。被保険者数は、いわゆる団塊の世代の方の後期高齢者医療制度への移行により減少傾向となっております。

次に、172ページ、第3目 共同事業負担金でございます。国民健康保険事業の県単位化に伴い、医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知など、各市町村が共通して実施していた事業を、県の国保事務支援センターで共同事業として実施しており、その事業に対する負担金として支出を行っております。

次に、173ページ、第2項 徴税费でございます。国民健康保険税の賦課徴収に携

わる職員の人件費及び賦課計算業務委託料等に係る費用を支出いたしております。174ページでは、現年課税分の状況につきまして上段の表に記載をしております。その表の一番下、令和2年度の合計欄でございますが、調定額が5億3,863万7,949円に対しまして、収入済額は5億2,557万3,309円で、収納率は97.5%で、前年度と比較いたしまして0.5ポイントの増となっております。また、国の財政支援を受けまして、新型コロナウイルス感染症の影響による減免を実施いたしました実施状況については、下段の表に記載をさせていただいております。次に175ページ、滞納繰越分の状況でございます。この表の一番下の行になりますが、調定額は1億1,043万6,888円に対しまして、収入済額は2,412万6,133円で、収納率は21.8%となっております。前年度と比較して0.8ポイントの増となっております。173ページにお戻りをいただきまして、滞納処分の実施状況でございます。実施状況につきましては、差押で10件、滞納額は338万9千円の処分を行っております。またこのうち、換価配当があったものにつきましては9件、金額で159万8千円となっております。続きまして、176ページをお願いいたします。不納欠損処分の状況でございます。処分人数は52人、金額で727万3,080円となっております。

次に、第3項 運営協議会費でございます。令和2年度の国民健康保険運営協議会は3回開催し、国保特別会計の予算決算の状況、特定健康診査の実施状況、適正な保険税率等についてご審議をいただき、令和6年度の奈良県の保険税率の統一化を踏まえて、税率の改定を行っております。

次に、177ページから180ページ、第2款 保険給付費でございます。

はじめに、第1項 療養諸費は、前年度と比較をいたしますと1億5,897万7,985円の減となっております。被保険者数の減少に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により受診を控えられたことが主な要因と分析をしております。

次に、179ページ、第2項 高額療養費でございます。前年度と比較をいたしますと1,734万1,705円の減となっております。療養諸費の減少に合わせて、高額療養費の支給も減少しているところでございます。

次に、180ページでございます。第4項 出産育児諸費でございます。出産育児一時金の給付件数は21件、前年度と比較をいたしまして7件の増となっております。

続きまして、第5項 葬祭諸費でございます。葬祭費の給付件数は37件、前年度と比較をいたしまして8件の増となっております。

次に、181ページから182ページ、第3款 国民健康保険事業費納付金ござい

ます。国民健康保険事業の県単位化に伴い、保険給付に要する費用を奈良県が全額負担することとなるため、その財源といたしまして、各市町村は県から示された事業費納付金を納めることとなっております。第1項 医療費給付費分で4億8,425万820円。第2項 後期高齢者支援金等分で1億6,166万981円。

続きまして182ページにお移りをいただきまして、第3項 介護納付金分で5,376万5,158円を納付しております。

次に、第4款 共同事業拠出金でございます。退職者医療に係る事務拠出金を支出をいたしております。

次に、183ページ、第5款 財政安定化基金拠出金でございます。天災等の特別な理由による収納不足などが生じた場合に、奈良県の基金から収納不足額の2分の1以内で交付を受けることができ、県内でこうした基金から交付があった場合、その財源について、国、県、市町村が3分の1ずつ負担することとなっております。なお、この令和2年度におきましては、こういった拠出金はございませんでした。

次に、本ページから184ページ、第6款 保健事業費でございます。

はじめに、第1項 保健事業費では、人間ドック健診の助成といたしまして99件、183万5,312円の助成を行っております。また、医療費適正化対策といたしまして、エイズパンフレットを購入し、被保険者に配布をいたしております。

次に、184ページ 第2項 特定健康診査等事業費でございます。生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドロームを早期に発見するため、個別健診に加えて集団健診を実施をいたしました。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い受診券の発送時期を6月から9月に延期したこと、また集団健診について、例年、年4回実施していたところを年3回の実施となったことによりまして受診率は減少をしております。

次に、第7款 基金積立金でございますが、積立はございませんでした。

次に、第8款 公債費につきましても、一時借入金等はありませんでした。

続きまして、185ページでございます。第9款 諸支出金でございます。はじめに第1項 償還金及び還付加算金では、過誤納付となりました国民健康保険税を還付するほか、前年度に超過交付となりました交付金を精算還付したものでございます。

次に、第2項 療養費等指定公費立替金でございます。高額受給者の自己負担額の軽減を図るための町の一時立て替えにつきましても、支給はございませんでした。

186ページにお移りをいただきまして、第10款 予備費でございますが、令和2年度におきましては充用はございませんでした。

最後に、第11款 前年度繰上充用金でございます。令和元年度会計において1億9,008万6,457円の歳入不足が生じたことから、令和2年度会計で繰上充用したものでございます。

続きまして、歳入決算の状況についてご説明をさせていただきます。

資料の169ページをお願いいたします。第2表といたしまして歳入決算の内訳を記載しております。なお、この表の決算額につきましては千円単位で表記をさせていただいておりますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

まず、1行目、第1款 国民健康保険税の決算額でございます。決算額は5億4,969万9,442円となっております。前年度と比較をいたしまして1,912万6,898円、3.4%の減となっております。被保険者の減少が主な要因でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料は督促手数料を徴収したものでございます。令和元年度までは諸収入として収納しておりましたが、令和2年度から科目を新設し、この歳入で手続きをさせていただいております。

次に、第3款 国庫支出金の決算額でございます。1,290万4千円となっております。社会保障番号制度システム整備費補助金として712万8千円、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免について、その額の10分の6に相当する額を臨時特例補助金として577万6千円の交付を受けております。なお、この減免対象の残る10分の4につきましては、特別調整交付金により交付を受けているところでございます。

次に、第4款 県支出金の決算でございます。19億4,992万7,600円となっております。前年度と比較をいたしまして1億7,836万7,658円、8.4%の減となっております。保険給付相当分であります普通交付金でございますが、歳出で説明をさせていただきました、新型コロナウイルス感染症の影響により受診を控えられたことなどによる保険給付費の減少が主な要因でございます。

次に、第5款 財産収入でございますが、収入はございませんでした。

次に、第6款 繰入金の決算額は2億3,769万9,286円でございます。国民健康保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費などの法定の繰入金のほか、後期高齢者医療支援金分の赤字を補てんするための財源を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、第7款 繰越金では、決算余剰金は発生しておりません。

最後に、第8款 諸収入では決算額が477万2,824円であります。国民健康保

険税の延滞金のほか、第三者行為により発生した保険給付に係る損害賠償金、不正不当な医療に係る返納金が主な内容でございます。

以上で、認定第4号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。

よろしく審査を賜りまして、原案どおり認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、国民健康保険事業特別会計について、質疑を受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうでしたら、私のほうからいくつかお尋ねしたいと思います。

まず、176ページのところの短期被保険者証の交付状況なんですけれども、令和元年度と比べて、6か月交付と3か月交付と数字が変わってきているんですけれども、全体的には増えてきているんですけれども、その状況と、あと6か月が増えて、3か月が減っているというのが、どういう状況なのかなと思われましたので、その辺を教えてくださいませんか。 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 この短期被保険者証につきましては、様々な事情によりまして納付が困難な方に来庁いただいて、納付相談をする中で6か月交付もしくは3か月交付を基本に保険証を交付しております。この保険証交付の基準につきましては、特段運用は変わっておりません。むしろコロナ禍という状況の中です、新型コロナウイルスの影響によって収入減となった方には、コロナ減免の適用であるとか、あと資格取得をされる方には、非自発的失業者、リストラ減免の適用ができないかなど、被保険者が置かれている状況を考慮しながら、またこちらから様々な方策を提案しながらですね、相談に応じているというところなんです。こうした中で短期証が増えているということなんですけれども、3か月の短期証から6か月の短期証に変更となった方もおられます。そのほかに、収入が安定しない、その前に仕事がなかなか見つからない方もおられますし、体調を崩したなど、様々な事情がございますので、そういう納付がやはり難しい、そういった方が増えているということによるものと分析しているというところでございます。

○木澤委員長 やっぱりコロナの下で国保の被保険者の方も納付が厳しい方が増えているということなんですけれども、それは町税のほうでも保険料納付猶予の対象の方も増えていて、それが数字にも影響してきているということだったんでわかるんですけれども、ただ、174ページの収納率が若干上がっているんですけれども、これはどういう状況なんです

かね。元年度と比べて97%から97.5%に収納率が上がっているんです。町税のほうは下がっていたと思うんですけど、これは同じようにというか、国保でもコロナ減免されていて、その分は収納率下がるかなと思うんですけど。 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 コロナ減免を実施しますと調定額も下がります、減となります。です。この減免に関しての影響というのはないんですけども、実際、国保に占める高齢者の世帯の割合が増えているということもございますし、あとやはり納税相談もきっちり、いろいろ呼びかけもさせてもらっていますし、あと口座振替も少しずつ増えているというところもございます。様々な収納の取り組みを実施しておりますので、そういった中で全体のいわゆる収納率が上がってきているものだというふうに分析しております。

○木澤委員長 コロナ禍の下でありますけれど、町もいろいろやっていただいている努力によって向上したということですね。では、そういうふうに理解しておきます。

あとですね、国保自体が県統一化されてですね、昨年度決算でも確認させていただいた、予算やったかな、と思うんですけど、県が集めている納付金ですね、そちらのほうの徴収状況等、県の会計がどうなっているのか。一番気にしているのは集め過ぎているかというところが一番気になるんですけども、県の決算の状況と違ってわかりますかね。 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 令和2年度の県の決算につきましては、まだこの時期、県が公表していないという状況となっております。ですので、今お答えできるとなれば、令和元年度の県の決算状況ということになります。令和元年度の県の決算の状況で申しあげますと、歳入総額が1,270億円、歳出総額が1,262億円、差し引き8億円を繰り越しをされています。これ歳入総額の0.6%、8億円というのが0.6%ということで、決してそんな多くはないと考えております。また、その前年度、平成30年度からの繰越金等々もございますので、その繰越金が14億円ございました。8億円と合わせて22億円積立てをされていますが、令和2年度中に国庫返還金12億円を国に返すということです。令和3年3月末現在の基金残高は10億円というふうに聞いております。

○木澤委員長 元年度から2年度決算が出るまでの状況でいうと、そんなに別に貯め込んでいるという状況ではないのかなというふうに思うんですけど、また2年度、公表されたらですね、ぜひどういう状況か教えていただきたいなというのと。

あと一般質問で議論させていただいたかと思うんですけども、滞納繰越分も含めて、町村と市との収納率の平均をとってというので、上がって、県としては収入が増えてい

るはずなんですよね、国保会計として。そうすると、統一保険料率自体、引き下げるべきじゃないかなというふうに思っていたんですけど、どうも何か県の動向を見ていると、下げないというようなことを県が言うているみたいなんですけれど、そこは町は何か情報をつかんではいりますか。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 今おっしゃっています令和3年度から納付金の納めるルールが変わったというところがございます。ただ、滞納繰越分を納付金に含めるということにつきましては、元々県の説明では最終的な全体的な保険料を下げていくということの前提で今回こういった措置をされておりますので、その他、それだけじゃなくて、これからの医療費の伸びとか、いろんな状況等はあるとは思いますが、この滞納繰越分を入れるということは、あくまでもその保険料率をその分個人負担を減らす意味での措置ということでしておりますので、そのあたりは間違いのないのかなというふうに認識しております。

○木澤委員長 わかりました。それ聞いて安心しましたが、県の統一保険料率に合わせていこうと思うと、斑鳩町もまだ引き上げが必要になってくるかと思うんですけど、今年度の決算でも単年度で5,700万円黒字やと。来年度の納付金がいくら納めてくださいというのはちょっと分かりませんが、必要以上に納めてくださいというふうには当然言うてこないですから、だから、それを集め切れるだけのやっぱり保険税率でいいと思うんですよね。それとやっぱり県が示す統一保険料率の差ですね、そこに矛盾が生じてくるんじゃないかなというふうに私は思っていますけれども、そのところ、町のほうも注視をしていただいて、また、国税、今後どうしていくのかという議論になろうかと思っておりますので、やっぱり被保険者の皆さんに負担にならないような形で進めていきたいというふうに思っていますので、またこの点につきましては、令和2年度の県の決算を見ながら、次年度の予算編成というか審査の中でまた議論させていただきたいというふうに思います。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 まず現状を申しあげますと、今、元々令和6年度に向けて統一保険料ということのお話がございますので、そういった当初掲げられた11万6千円少しの金額になっておりますけれども、その金額について、どうされるかというのがまだ今示されておきませんので、そういったところでは、もう来年、再来年のお話になってきますので、何らかの見直しを示した額というのが、また奈良県さんのほうでお示しされると思います。改めてまた令和4年度の納付金の算定につきましても、11月末頃にはもう仮算定で金額等も出てまいりますので、そういった金額を見ながら、また来年度の料

率についてはまた検討していくという形になると思います。

○木澤委員長 わかりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたら、これをもって、国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第5号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、認定第5号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

認定第5号

令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和3年9月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

失礼して座って説明させていただきます。

まず、この令和2年度歳入歳出決算書でございます。28ページをお願いできますでしょうか。令和2年度 介護保険事業特別会計保険事業勘定でございます。歳入歳出決算は、歳入総額が25億2,781万9,983円。歳出総額が24億4,201万6,697円。歳入歳出差引額は8,580万3,286円の黒字となっております。この収支から、翌年度への繰越事業に伴う繰越しすべき財源117万6,450円を差し引いた実質収支額は8,462万6,836円の黒字となっております。

この資料の34ページをお開きいただけますでしょうか。令和2年度 介護保険事業特別会計介護サービス事業勘定でございます。歳入歳出決算は、歳入総額946万9,419円、歳出総額763万7,498円、歳入歳出差引額は183万1,921円の黒字となっております。

それでは、保険事業勘定の決算の状況につきまして、歳出の部から、各款ごとにご説明申しあげます。資料のほうでございますが、主要な施策の成果報告書資料編の190



ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第1款 総務費、第1項 総務管理費でございます。介護保険事務に携わる職員の人件費及び事務の執行に要する費用について支出を行っております。

次に、本ページから191ページの第2項 徴収費でございます。介護保険料の賦課徴収事務に要する費用について支出を行っております。令和2年度の介護保険料の状況でございますが、現年度保険料の調定額5億1,540万7,278円に対しまして、収入済額は5億1,461万2,628円、収納率は99.7%、前年度比0.1ポイントの増となっております。次に191ページ、滞納繰越分の状況でございます。調定額436万3,530円に対し、収入済額は82万5,410円、収納率は18.9%、前年度と比較をいたしまして5.1ポイントの増となっております。

次に、第3項 介護認定審査会費では、介護認定審査会を設置している王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金や認定調査、主治医意見書の作成などに要する費用について支出を行っております。

次に、192ページでございます。第4項 趣旨普及費では、介護保険制度の啓発パンフレットの作成を行っております。

続いて、第5項 介護保険運営協議会費では、第8期介護保険事業計画、高齢者福祉計画の策定等について審議をいただくため、運営協議会を5回開催をいたしております。

次に、第6項 地域包括支援センター運営協議会費では、地域包括支援センターの適切な運営等について審議をするため、運営協議会を2回開催いたしております。

次に、193ページから195ページの第2款 介護給付費でございます。第7期介護保険事業計画における令和2年度の標準給付費25億3,171万5,640円に対する介護給付費の執行割合は86.1%となっております。

はじめに第1項 介護サービス等諸費でございます。要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、居宅介護サービス計画の作成、福祉用具の購入、住宅改修などに係る給付費について支出を行っております。前年度と比較をいたしまして件数で865件、給付費で7,685万8千円の増となっております。

次に、第2項 介護予防サービス等諸費でございます。要支援認定を受けた被保険者の居宅支援サービス、居宅支援サービス計画の作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付費について支出を行っております。前年度と比較をいたしまして、件数で125件の増、給付費では159万6千円の減となっております。

次に194ページでございます。第3項 その他諸費では、介護報酬の請求に係る審

査事務の手数料について支出を行っております。

次に、第4項 高額サービス等費では、高額介護サービス及び高額介護予防サービスに要する費用について支出を行っております。同一月に利用する介護サービスの自己負担額が一定額を超えた場合等に、その給付を行うものでございます。

続きまして、第5項 高額医療合算サービス等費では、高額医療合算サービスに要する費用について支出を行っております。介護保険の限度額と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の自己負担額を合算し、その負担限度額の超過額のうち、介護保険に係る負担分につきまして給付を行うものでございます。

次に、195ページの第6項 特定入所者介護サービス等費では、低所得の要介護認定者等が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合に、食費や居住費に係る自己負担額が一定額を超えた場合、その超過額について給付を行うものでございます。

次に、第3款 基金積立金では、介護保険給付費準備基金への積立金について、令和元年度決算における黒字収支分及び当該基金の運用益7,800万2,996円の積み立てを行っております。また、第7期介護保険事業計画のとおり7,600万円の基金の取崩しを行いましたことから、令和2年度末の基金現在高は3億1,041万7千円となっております。

次に、196ページから204ページ、第4款 地域支援事業費でございます。

はじめに、第1項 介護予防生活支援サービス事業費でございます。介護予防生活支援サービス事業に要する費用について支出を行っております。第1目 介護予防生活支援サービス事業費では、前年度と比較をいたしまして、件数で20件の減、給付額では110万2千円の増となっております。第2目 介護予防ケアマネジメント費では、前年度と比較をいたしまして、件数で23件の減となっておりますが、給付額では23万8千円の増となっております。

次に、197ページから198ページの第2項 一般介護予防事業費でございます。全ての高齢者を対象といたしまして、運動器機能向上教室、口腔機能向上教室、認知症予防教室等を実施いたしました。また、地域における住民主体の介護予防の取り組みを強化するため、人材育成や活動支援を行っております。

続きまして、198ページからでございます。本ページから203ページまで第3項 包括的支援事業、任意事業費でございます。まず、第1目 包括的支援事業費では、地域包括支援センターの運営に要する費用につきまして支出を行っております。包括的継続的ケアマネジメントでは、日常的個別指導、相談支援困難事例等への指導助言や、地

域におけるケアマネジャーのネットワーク構築等を行っております。次に、199ページから201ページの第2目 任意事業費では、介護給付費等費用の適正化、家族介護教室や家族介護用品の支給、配食サービス、緊急通報装置の設置などの介護保険事業で実施する福祉サービスに要する費用について支出を行っております。次に、201ページでございます。第3目 在宅医療、介護連携推進事業費では、地域包括ケアシステム構築のための在宅医療、介護連携推進事業会議等を開催を実施いたしました。

続きまして、202ページの第4目 認知症総合支援事業費では、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催いたしますとともに、認知症の人などに早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し業務を行っております。続いて、第5目 介護予防ケアマネジメント事業費では、要支援者や要介護者のおそれの高い人が、自立して生活できるように支援を行っております。

第6目 総合相談事業費では、総合相談事業を実施し、相談件数は707件となっております。続きまして、203ページでございます。第7目 権利擁護事業費でございます。高齢者の権利擁護のための必要な援助を行いますとともに、権利擁護について理解を深めるため、講演会の開催を行っております。次に、第8目 包括的継続的ケアマネジメント支援事業費では、多職種協働による個別事例の検討を行い、地域のネットワークの構築、ケアマネジメントの支援、地域課題の把握などの推進を行っております。

次の、第9目 生活支援体制整備事業費では、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域における高齢者等の生活実態に合わせ、住まい、医療、介護、予防及び生活支援の体制を整備するため、ワーキングチーム会議、第2層協議体会議及び生活支援体制推進協議会を開催を行っております。

続きまして、204ページ、第4項 その他諸費でございますが、介護予防生活支援サービス事業の請求に係る審査事務の手数料について支出を行っております。

次に、第5款 諸支出金でございます。令和元年度以前の第1号被保険者の保険料の還付、国県の支出金等の超過交付の返還金について支出を行っております。

次に、第6款 予備費でございます。令和2年度において充用はございませんでした。

続きまして、歳入決算の状況についてご説明をさせていただきます。188ページ、第2表といたしまして、歳入決算の内訳を記載をさせていただきます。こちらの表につきましても、千円単位で表記をさせていただきます。まず、第1款 保険料の決算額でございます。5億1,543万8,038円となっております。前年度と比較をいたしまして650万2,512円、1.2ポイントの減となっております。第2款

使用料及び手数料につきまして、決算額は1万5,700円となっております。保険料に係る督促手数料でございます。第3款 国庫支出金の決算額は5億3,382万3,746円。前年度と比較をいたしまして3,270万8,714円、6.5ポイントの増となっております。第4款 支払基金交付金でございます。決算額は6億631万849円となっております。前年度と比較をいたしまして1,969万864円、3.4ポイントの増となっております。次に、第5款 県支出金でございます。決算額は3億4,137万7,425円、前年度と比較をいたしまして1,550万1,065円、4.8ポイントの増となっております。次に、第6款 財産収入の決算額でございます。20万9,595円、第7款 寄附金につきましては、令和2年度の寄附金の受け入れはございませんでした。次に、第8款 繰入金の決算額でございます。4億4,952万7,564円となっております。一般会計及び介護保険給付費準備基金からの繰り入れとなっております。介護保険事業の運営に必要な人件費を含む事務経費と介護給付費等に係る町負担などの法定の繰入金を一般会計から繰り入れを行ったものでございます。また、第7期介護保険事業計画どおり、介護保険給付費準備基金から7,600万円の取崩しを行っております。次に、第9款 繰越金の決算額でございます。8,081万7,857円となっております。令和元年度の決算余剰金でございます。第10款 諸収入の決算額は29万9,209円となっております。保険料の延滞金や介護予防ケアマネジメント費等の受け入れとなっております。

続きまして、令和2年度介護保険事業特別会計介護サービス事業勘定の決算について、ご説明をさせていただきます。

まず、歳出の部から、207ページをご覧くださいませでしょうか。

第1款 総務費、第1項 総務管理費でございます。介護サービス事業における内部事務に要する費用などについて支出を行っております。次に、第2款 サービス事業費、第1項 居宅サービス事業費では、介護予防サービス計画の作成に伴う臨時職員の人件費や、その委託に要する費用などについて支出を行っております。次に、第3款 予備費でございます。令和2年度では、予備費の充用はございませんでした。

続いて、歳入の部でございます。206ページをご覧くださいませと思います。こちら第2表といたしまして、歳入決算の内訳を千円単位で記載をさせていただいておりますので、よろしくお願いを申しあげます。はじめに、第1款 サービス収入の決算額でございます。735万4,224円となっております。地域包括支援センターで作成いたします介護予防サービス計画に対する収入となっております。次に、第2款 繰越

金の決算額は211万1,754円となっております。令和元年度の決算余剰金についての受け入れでございます。次に、第3款 諸収入の決算額は3,441円でございます。臨時職員の雇用保険料納付金の受け入れとなっております。

以上で、認定第5号 令和2年度 斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

よろしく審査を賜りまして、原案どおり認定いただきますようお願いを申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、介護保険事業特別会計について質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

○齋藤委員 191ページが一番下、介護保険制度の推進のところ、認定審査件数が昨年よりも3割ほど減少していますけれども、これは対象者が少なくなったので少なくなったのか。もしくは、皆さん元気なんで、そういう介護制度を審査する人が少なくなったから、減少したのか。その辺、事情がわかりましたら教えてもらえませんか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 認定審査件数が令和元年度と比較し、令和2年度の件数が少なくなっていることへの理由のご質問でありますけれども、介護保険の要介護認定といいますのは、最短3か月から最長36か月、3年の有効期間がございます。この令和2年度におきましては、その有効期限、それぞれの方、有効期限をお持ちなんです、その有効期限となる要介護認定が少なかったためでございます。ちなみに、令和元年度の更新が多かったために、そこで2年の有効期間、3年の有効期間が多かったために、令和2年度審査件数が少なかったということでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ということは、これは健康な人が多くなったとか、そういうんでなくて、制度的なものというふうに理解していいんですね。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 そうですね。要介護認定者自体は微増ですので、委員がおっしゃるとおりでございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 ありがとうございます。197ページが一番下、介護予防活動の支援というところで、一番下のところに介護予防活動支援事業補助団体数が、令和元年度10団体でありまして、令和2年度5団体に減ったというのは、これはコロナのために活動を中止したからということもあるのか。それとも、もう介護予防活動をやめてしまったとい

うことで減少したのか。その辺のところを教えてくださいませんか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 介護予防活動支援事業補助団体数が減ったことに対するご質問ですが、令和2年度につきましては、本当にコロナ禍の中で人が集まって、地域において活動されるということが非常に難しかったという背景がございます。その中で、新たにこちらから呼びかけて、人を集めて介護予防の活動をしてくださいというのを、なかなか難しかったこの令和2年度であったと思っています。また、この制度につきましては、助成する期間が3年間というのが決まっておりますので、前年度で3年の満期を迎えたことにより、この補助制度を利用されなかった団体、できなくなった団体が3団体ございますので、そういったことも重ねて、コロナ禍と重ねてこの結果になったというふうと考えております。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。ということは、5団体だけが活動しているというんじゃなくて、補助していない団体ももっと活動しているので、5団体以上の団体が活動されているということですね。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 活動団体自体は多くございます。この補助の利用、新規が特に難しかったので、増やすことが困難だったんですけれども、活動されている団体はございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 活動している団体はどのぐらいあるか、もしわかったら教えてくださいませんか。

○木澤委員長 中原福祉課長。

○中原福祉課長 すみません。その辺、登録制度等を設けておりませんので、それぞれの地域でされているんですけれども、数はちょっと把握できていない状況でございます。

○木澤委員長 齋藤委員。

○齋藤委員 わかりました。コロナが収まりまして、またこれを復活でもないですけども、活動団体が増えてですね、これ活動もそうですけれども、やっぱり地域のコミュニティを広げるという意味で、すごい有効な活動じゃないかなというふうには思っていますので、そういう面でも、あわせて増やしていただくようお願いいたします。以上です。

○木澤委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そうしましたら、私のほうからお尋ねしたいと思います。

資料編の191ページ、保険料の徴収関係のところですけども、こちらも収納率が上がっているのと、あと口座振替の振替率がだいぶ上がっていると。さっき国保のところ振替について努力いただいて上がりましたよということで、答弁されていましたが、こちらのほうも併せて、その町としてですね、口座振替のお勧めというんですかね、何か特別なことをされたんでしょうかね。 中原福祉課長。

○中原福祉課長 介護保険のほうで口座振替、件数として増えております。これにつきましては、基本的に新規で資格取得された方、65歳に到達された方に対しましては、まずその年度につきまして普通徴収となりますので、この口座振替の案内をさせていただいているわけですけども、基本的には、ほとんどの方が翌年度からは特別徴収ということで、年金からの天引きになりますので、基本的にはその年度だけの話になりますので、積極的にこの口座振替を推進しているというわけではございませんので、介護保険の場合。この結果として増えてはいますが、ここを非常に積極的に啓発して増えたわけではございません。収納率の向上につきましては、やはり滞納者等に対しまして、相談等にのったり、収納率向上に向けて取り組んできたわけです。ただ、見ていただいたらわかりますように、調定額的に令和元年度と比べて、2年度が若干減っております。これは一般会計のほうの民生費の社会福祉総務費の介護保険の繰り出し費の中でもありましたけれども、低所得者対策の補助金が令和2年度増えておりますので、その分の調定額を、特に1段階から3段階までの所得の低い方の補助金が増えたということで、若干それも収納率に反映したのかなというふうにも考えております。

○木澤委員長 収納率の関係はわかりました。ただ、その口座振替、特に何もしていないけれども、特別なことは何もしていないけれども、こっだけ増えているというのは何なのかなという。それで国保のほうも増えているので、何かコロナが関係あるようにも思えないです。また町のほうでも分析できるようやったら、分析をお願いして、こういうふうには口座振替してもらえらることで、当然収納率なんかも上がっていくと思いますし、会計的には効果的かなというふうに思いますので、やっぱりそういう効果が、取り組みが分析できれば今後には活かしていけると思いますので、その辺、お願いしておきます。

それと、決算の状況の16ページを開けて見ていただきたいんですけども、決算の収支の推移が載っているんですけど、これを見ますと、平成28年度、29年度、30年度も令和元年度も令和2年度も1億円前後の黒字がずっと続いているんですね。介護保険の計画を立てるときに、3年で1期の計画を立てますけれども、1年目は黒字に

なるように組んで、2年目は収支とんとんになると、3年目は赤字になるという組み方をされるもんやというふうに私も聞いてきたんですけども、これ見ると毎年1億円前後の黒字が出ているということは、その計画の見立てがちょっと誤っているんじゃないかなというふうに思うんですけど、そこはどうなのでしょう。

中原福祉課長。

○中原福祉課長　こちらの介護保険の決算収支、過去5年間の状況でございますけれども、この実質収支、この数字的にはまず国等の償還金等も含まれておりますので、実際の収支はこの額よりも少ない金額ということで、まずよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長おっしゃいますように、計画値と実際の給付費等がその執行率が少なかったために黒字というところが数字として上がっている、これは結果として事実でございます。当然この28年度、29年度が第6期の介護保険事業計画になりまして、30年度、元年度、2年度が第7期の介護保険事業計画期間ということになります。それぞれの年度の決算のときに、この結果について分析等をしているわけですが、この28年度、29年度につきましては、何が原因でこうなってきたのかなという主なところを見てみますと、介護保険のまず要介護度認定者の総数が若干減っているのはあるんですけども、非常に軽度の要支援1、2、要介護1のところは計画値よりも高く、逆に要介護3、4、5という中重度の方の数字が、それと比例するように減っている状況でございます。これは何を意味するのかといひますと、介護保険は、重たい方ほどたくさんサービスが使えるという制度になっておりますので、1人当たりのサービス量に影響をするんですね。その結果、28年度、29年度が給付費が少なかったというふうに、大きな理由としては考えられます。第7期につきましては、30年度は先ほど委員長もおっしゃいましたように、計画期間も初年度で9,300万円黒字が出ていますけれども、実質のところを見てみると、1年目というところがほとんどの理由でございます、想定できる数字でございます。令和元年度と2年度、特にこの2年度につきましては、完全にその使われているサービスの種類から、コロナの関係によって、例えば人が集まるような通所のリハでありますとか、ショートサービスが減る中で、逆に在宅の訪問看護とか訪問介護、福祉用具、また居宅療養とか在宅サービスが増えて、それによって、当然1人当たりのサービス量というのが減ってくる中で、給付も下がってきている。その影響が令和元年の後半からコロナが出てきているんですけども、その令和元年度につきましては、コロナと併せまして分析をしていくと、施設系のサービスが計画に比べて減ってきているんですね。この28年度から令和2年度まで、大まかな理由を説明させていた



だいたんですが、これが斑鳩町の場合も、平成28年度から地域包括支援センターも直営にしまして、地域包括ケアシステムの構築ということで、介護予防を中心に在宅医療の連携でありますとか、多職種連携とか、いろんな様々な事業を進めております。正直この計画の中でこの効果を見込むというのが非常に難しいところではあるんですけども、今申しました結果が全て包括ケアシステムの構築が結果として欲しいところの結果でもありまして、その辺の効果も影響が少なからず出ているのではないかなというふうに考えているところもございます。以上でございます。

○木澤委員長 平成28年度って国の制度が変わって、介護の1、2の人が増えたという制度改正が主な理由やったんですね。覚えてないですか。わからないですか。

中原福祉課長。

○中原福祉課長 そうですね。その方の認知症の状況によって、振り分けされるようになった年度ではあります。当然それによって、軽度の方、ただ要介護1と要支援1、要支援2、全体的に増えているので、そこから移ったわけではございませんので、その制度改正はありましたけれども、軽度者自体、変わることはないのです。

○木澤委員長 それぞれ結果であるという説明でしたけれども、その期ごとに積み立てた、積立金については取り崩して、次の期のときの保険料抑制に充てているので、それはそれでいいんですけど、ただ、こうした状況が続くと、やっぱり最初から保険料取り過ぎていないのってということにもなりかねないかなと。第8期はこれからですんで、様子を見させてもらいますけれども、3年度が黒字になるということですけども、4年度、5年度ですね、これがまた同じように1億円近いような黒字がずっと続くということになると、やっぱり最初の計画の組み方がどうなんだというところも見直していく必要があるというふうに思いますので、ちょっとこの資料を見させていただく中で気になりましたので、この決算審査の中で指摘をしておきたいと思います。

ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 これをもって、介護保険事業特別会計に対する質疑を終結します。

次に、認定第6号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

理事者の説明を求めます。 加藤住民生活部長。

○加藤住民生活部長 それでは、認定第6号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

認定第6号

令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

令和3年9月1日提出

斑鳩町長 中西和夫

着席して説明させていただきます。

それでははじめに、令和2年度歳入歳出決算書の40ページをお開きいただけますでしょうか。

令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

はじめに、歳入総額につきましては4億9,565万3,218円。歳出総額が4億9,035万7,871円。歳入歳出差引額は529万5,347円となっております。なお、出納整理期間中に収納のあった保険料等につきましては、令和3年度会計に繰り越し、奈良県後期高齢者医療広域連合に納付することとなっております。

続きまして、決算の状況につきまして、歳出の部からご説明を申し上げます。

主要な施策の成果報告書資料編、211ページをご覧くださいでしょうか。

はじめに、第1項 総務管理費でございます。後期高齢者医療の資格管理事務の執行などに要する費用について支出を行っております。後期高齢者医療の被保険者数は4,537人、総人口に占める割合は16.1%となっております。

次に、第2項 徴収費でございます。被保険者に対して、広域連合で決定された保険料額の通知のほか、保険料納付の通知並びに収納の管理を行っております。令和2年度の保険料の状況は、現年度分では、調定額4億140万4,981円に対して、収入済額は4億150万3,681円、収納率は99.8%となっております。次に滞納繰越分では、調定額88万2,895円に対しまして、収入済額は66万4千円で、収納率は75.2%となっております。また、広域連合におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による減免が行われた状況につきましては22件、金額で753,419円となっております。次に、212ページ、不納欠損処分の状況でございます。処分人数は3人、金額では10万3,500円となっております。

続きまして、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。広域連合事務費負担金、町が徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を広域連合に納付をしております。

次に、213 ページ、第3款 諸支出金であります。保険料の軽減認定や被保険者の死亡、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免などによって、過納付となった保険料を還付したものでございます。

次に、第4款 予備費では、令和2年度の充用はございませんでした。

続いて、歳入の部を説明させていただきます。209 ページをお願いいたします。

第2表で歳入決算の内訳を記載をさせていただいております。こちらのほうも千円単位となっておりますので、よろしくをお願いいたします。はじめに、第1款 後期高齢者医療保険料の決算額は4億216万7,681円であります。前年度と比較をいたしまして3,231万2,281円、8.7%の増となっております。次に、第2款 使用料及び手数料は、決算額が2万700円となっております。督促手数料でございます。次に、第3款 寄附金でございますが、寄附はございませんでした。次に、第4款 繰入金は、決算額が8,958万7,108円となっております。後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の事務経費を一般会計から繰り入れを行っております。また、保険料の所得に応じた均等割軽減分及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の軽減分を補うために必要となる県、町の負担金分を一般会計から繰り入れたものでございます。次に第5款 繰越金は、決算額が228万9,550円となっております。令和元年度会計における出納整理期間中に収納いたしました保険料等を繰り越したものでございます。次に第6款 諸収入は、決算額が151万6,179円でございます。保険料の延滞金のほか、保険料償還に伴う広域連合からの還付金が主な内容でございます。最後に、第7款 国庫支出金は、決算額が7万2千円となっております。税制改正に伴う後期高齢者医療システムの改修に対しまして、補助金の交付を受けたものでございます。

以上で、認定第6号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしく審査を賜りまして、原案どおり認定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○木澤委員長 説明が終わりましたので、後期高齢者医療特別会計について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 そしたら私のほうから1点お尋ねしますけれども、211ページの保険料ですけれども、これ滞納繰越分見ると、これも収納率がが一んと上がっているんですけども、これはどういった理由なんですか。 安藤国保医療課長。

○安藤国保医療課長 滞納繰越分の収納率は、令和元年度が35.2%から令和2年度75.2%に大幅に増加しております。まず令和元年度の状況を申しあげますと、調定額156万8,900円、これ実人数が34人となっております。令和2年度につきましては調定額が88万2,895円ということで、実人数では22人というふうになっております。収入済額につきましては、元年度が552,800円、2年度につきましては66万4千円ということですので、人数が減少したことに加えて、比較的高額な収納がございました。ですので、そういったところから収納率がぐんと顕著に差が出たということがございます。参考に平成30年度の収納率は39.8%ということがございますので、これまでの平均で見ますと、約40%ぐらいですときてたというところがございます。以上でございます。

○木澤委員長 わかりました、もともと人数が少ない中で、金額大きい方が納めていただいて、数字が上がったということで理解しておきます。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木澤委員長 これをもって、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結します。

これをもって本日の審査を終了します。

13日、月曜日は午前9時から会議を開き、引き続き、本日の続きから審査することとしますので、定刻にご参集をお願いします。

お疲れさまでした。

(午後4時35分 終了)